

Trust Sixty Foundation

社会構造変化に伴う信託制度の
活用に関する長期的展望
報告書

トラスティーズ

昭和63年8月

財団法人 トラスト60

発行にあたって

近年、我が国の経済社会の成熟化に伴って、国民資産の蓄積が進むにつれ、信託制度はますますその社会的関心を集めてきている。

しかし一方では、急激に変化する社会的ニーズに対して、よりの確な信託制度の活用を自ら探っていくことも重要であると考える。

本研究は広く社会の変化のなかで、今後必要になっていくと思われるテーマや問題を、信託という側面から光をあて、これからの信託制度がそれにどう応えるかという可能性の考察を行ったものである。

今回は、信託制度を考えるにあたっての社会の変化についての考察に重点を置いている。当財団としては、本報告書を土台として引き続き調査研究を進め、より具体的な信託制度活用の提言を行う予定である。

最後に、ご多用中にもかかわらず、ヒアリング等の情報収集に快くご協力いただいた関係各位、並びに、本報告書を精力的にまとめられた財団法人財政経済協会のスタッフ諸氏に対し、心から感謝申し上げます。

昭和63年6月

は じ め に

「社会構造変化に伴う信託制度の活用に関する長期的展望」は、財団法人財政経済協会が財団法人トラスト60より委託を受け実施した研究成果を取りまとめたものである。

当協会においては、これまでもたとえば土地信託について研究を行ってきており、信託制度の社会的意義については十分な認識を持っているものと自負している。こうした意味からも、本報告書に述べられたことにとどまらず、信託制度が時代の変化に対応して、広く社会に活用される機会を得ることができればと願う次第である。

研究を進めるに当たっては、委員会を設置し各方面の専門家に貴重なご意見と多大なご協力をいただいた。又、委託者である財団法人トラスト60からも幾多のご支援をいただいた。ここに委員ならびに関係者各位に厚く御礼申し上げる。

本報告書が、信託制度に関する今後の議論の叩き台の役目を果たすことができれば幸いである。

昭和63年6月

財団法人 財政経済協会

研究の概要

1. 研究課題 社会構造変化に伴う信託制度の活用に関する長期的展望
2. 研究期間 昭和62年12月から昭和63年6月まで
3. 研究機関及び代表者 財団法人 財政経済協会
理事長 吉田 太郎一
4. 研究目的 我が国における信託制度の活用は、主として金銭の信託を中心に行われ、発展してきた。
近時、資産の蓄積は急速に進みその対象も有価証券、不動産等へと拡がりを見せている。これに伴って社会ニーズも多様化してきており、信託制度についてもより質の高いサービスや目的に即応した取り組みが求められるに至っている。
こうした社会の発展と信託への期待を踏まえ、高齢化、国際化、ソフト化、都市化等の時代の変化について整理しつつ、信託制度活用の方向性を明らかにし長期的な展望を探る。

5. 委員構成

(委員長) 吉田 太郎一	(財)財政経済協会 理事長・(株)日本興業銀行 顧問
大口 勝	(財)トラスト60 副理事長
鏡味 徳 房	大蔵省 銀行局中小金融課長
川名 英 子	経済企画庁 国民生活局国民生活調査課長
小島 明	(株)日本経済新聞社 論説委員
山東 良 文	(株)人間都市研究所 代表取締役
進藤 一 馬	(株)博報堂生活総合研究所 主任研究員
関野 洋 一	住友信託銀行(株) 顧問
田中 實	駿河台大学 教授・信託法学会 理事長
野口 悠紀雄	一橋大学 教授
真野 温	住友電気工業(株) 専務取締役
山本 正	(財)日本国際交流センター 理事長

(敬称略・委員長以外五十音順・役職は昭和62年12月1日現在)

事務局及びオブザーバー

松 下 国 夫 (財)財政経済協会事務局長
◎堅 田 憲 弘 (財)財政経済協会主任研究員
石 橋 博 (財)財政経済協会主任研究員
高 橋 喜 幸 (財)財政経済協会主任研究員
米 田 市 郎 (財)財政経済協会主任研究員

※田知本 章 (財)トラスト60事務局長
※西 山 俊 紀 (財)トラスト60主席研究員
※森 茂 前(財)トラスト60事務局長(昭和63年1月末日まで)
◎……主査
※……オブザーバー

目 次

研究の概要	
要 約	1
第1章 信託制度の概要	7
(1) 信託のしくみ	7
(2) 信託制度の歴史	9
(3) 信託制度活用の現況	11
第2章 信託制度を考えるにあたっての社会の変化について	15
(1) 経済の発展と価値観の多様化	15
(2) 国際化	16
(3) 人口構成の変化	18
(4) 情報・サービス化	23
(5) 生活様式の都市化と地域アイデンティティの模索	26
第3章 信託制度活用の長期的展望	33
(1) ニーズの多様化と高度専門化への対応	34
a) 信託目的の多様化（個別ニーズへの対応）	34
b) 信託財産の拡大（無体財産権への対応）	35
c) 「所有」と「利用」の分離とその流通化	35
(2) 活用分野別の展望	35
a) 個人生活・地域社会	35
b) 企業活動	37
c) 公共部門	38
第4章 信託制度発展に向けての課題	41
(1) 信託制度に対する理解の推進	41
(2) 活用分野の開拓・深耕	41
(3) 受益権の流通化	42
(4) 公的支援の拡大	43
a) 活用のための研究促進	43
b) 規制緩和	43
c) 租税措置	43
参考資料	参考1

<研究のねらい>

我が国における信託制度の活用は、これまで主として金銭中心に行われ発展してきたが、近時の急速な資産蓄積の進行に伴い有価証券、不動産等へと拡大している。

本研究は、このような社会の変化を背景としたニーズの多様化と、信託制度の活用におけるより質の高いサービスの提供や多くの分野の目的に即応した取組みが要請されてきつつあることを踏まえ、その方向性を明らかにし、長期的な展望を探ることをねらいとするものである。

<信託制度の概要>

(信託のしくみ)

「信託」は、ここ5～6年の間に社会的に大きな注目を集めている。信託の一般的な字義の解釈として信託法第一条に基づいて信託を説明する。

(信託制度の歴史)

中世イギリスのユースに遡り、それ以降の経過をアメリカ、日本と概観する。特に日本における信託法、信託業法制定の背景や、両法制定後の免許を受けた信託会社の設立、その後の信託思想普及の努力を戦前・戦後の信託会社、信託銀行をめぐる環境から見ると共にその発展の経過を追っている。

(信託制度活用の現況)

信託業界における信託業務は、長期金融機能と財務管理機能を有すると共に、信託財産の大部分は金銭による信託であり、近年においては年金信託と土地信託が注目されている。

<信託制度を考えるにあたっての社会の変化について>

(日本経済の発展と価値観の多様化)

最近の日本経済を特徴づける要因としては金融面の色彩が強く、円高、低金利、原油価格の安定といったマクロ経済環境及び財政出動に加えて、実物投資先のない資金による株式、不動産の価格上昇と資産効果の発生が挙げられる。

この資産効果は、個人レベルにおいては税や住宅、教育問題、世代間格差などとともに新たな富裕層の形成につながると考えられ、財産の管理・運用ニーズが一層高まるといえよう。また、経済の発展が個人の経済的活動にもさまざまな影響を及ぼしている。その一つとして消費欲求レベルにおける「もの」中心から「もの離れ」への変化がある。その背

景には家族、職業、社会などに対する個人の考え方の多様化があり、このような価値観の多様化は、今後一層進むものと考えられる。

(国際化)

日本のGNPや1人あたりGNPがそれぞれ世界第二位となり、特に1人あたりGNPについてはアメリカを追い抜くまでの水準(87年)になった。この数字は個人生活における実感とかなりギャップがあるが、豊かさが増しつつあることも事実である。

日本の国際化は、これまで物や金の流れといった面からすすんできたが、これからの新たな国際化には人の要素が入り異文化への認識、寛容さの視点が必要とされるようになり、社会全般が国際化していくこととなろう。その一つとして、非営利民間活動が活発になっていくと考えられる。

(人口構成の変化)

我が国の人口構成は、最近における出生率が高学歴と晩婚化傾向の中で最低を記録しており、昭和75年(2000年)の人口は1億31百万人で、この間、老年人口比率の増加と生産年齢人口比率、年少人口比率の減少が予想されている。

家族・世帯の特徴としては、核家族割合の減少、片親・子供世帯と単独世帯の増加が挙げられる。

労働力・就業については、労働力率はゆるやかな低下傾向が続く一方で、女性の職場進出が進むと見込まれている。産業別の就業者比率は、第一次産業、第二次産業(建設を除く)は低下傾向が予想されるが、第三次産業は、サービス業を中心に著しい増加が予想される。

社会保障については、高齢化の進展等に伴いその規模は拡大し、所得保障、医療、ねたきり老人介護、社会保障移転及び負担の高まりといった面からくる要請は強くなると考えられる。

(情報・サービス化)

産業構造の変化は、コンピュータ・エレクトロニクスを中心とする高度技術化消費の多様化、それに国際分業関係の変化によるところが大きいといえよう。第三次産業のシェアが高まる中で、情報・サービス化は、技術革新による情報供給のための社会基盤の拡大とその上に成立する多様な企業活動の進展、社会的ニーズの増大といったものが背景となっている。こうしたなかで、対個人サービスについては主として、便宜性、快適性、専門性、総合性が、また、対企業サービスについては主として、便宜性、専門性、社会性が、今後ともより一層求められていくであろう。

(生活様式の都市化と地域アイデンティティの模索)

生活様式の都市化は、個人生活の物質的なレベルの向上をもたらしたが、他方では都市

や地域の画一化を迫り、その独自性を喪失させた。

東京と地方の関係は、東京の人口集中と地方の活力停滞となって表われている。特に地方の農業は、就業構造が大きく変化しており課題を抱えている。

こうしたなかで地域の個性が模索され始めており、行政主導による活動も活発化している。また、公共と企業の間にある民間活動も増加すると考えられるが、一方でこのような活動は資金と人材の不足が大きな課題となっている。

<信託制度活用の長期的展望>

社会の変化の中で中長期的に信託の応用範囲は着実に拡大していくと考えられ、その予兆として法律、税務、会計の専門家や大学、官公庁の関係者からの関心が高まっている。

(ニーズの多様化と高度専門化への対応)

ニーズの多様化や高度専門化への対応は、公的主体では限界がある。民間の役割は増大するが、規制緩和による環境整備がその前提である。こうした中で信託制度は活用機会を得るといえる。

具体的には、まず信託目的の多様化が挙げられる。これは、個人や企業の多様化し専門性を要求する個別ニーズへの対応を意味する。

次に信託財産の拡大がある。これまでは主として有体財産が実質的に信託の対象であったが、社会の進展による無体財産の評価の定着に伴ってこれを保護・運用することが求められていくことから無体財産も信託の対象となってくる。

第三に「所有」と「利用」の分離とその流通化である。これは、農地や森林などを含めた土地の活用において信託機能により資産保有（受益権の所有）と利用を分離することである。また、受益権の小口化や、元本と収益の受益権分離によって、広く一般投資家への金融商品の提供が可能となる。

(活用分野別の展望)

個人生活、地域社会については次の通りである。まず個人生活においては、総合的な情報提供サービスを信託目的としたり、世代間の資産移転を受益権の流通などの信託機能の活用を通じた可能性を検討していく必要がある、ということである。

また、地域社会については、農業が農村社会の高齢化などにより急速に変化していく中で、農地の所有者と営農希望者とをうまくマッチングさせるために信託を活用することが考えられる。

地域のコミュニティ活動のための、公益信託の活用や事業執行・委託者参画型の公益信託の実現などが考えられる

企業活動については今後とも信託を活用する対象としては資産運用以外にも相当に可能

性を有しているものがあるといえ、例えば次のようなものが考えられる。第一は、新規の事業投資や投資資金の受け入れで特に国際的な資金と技術のマッチングを図ることを目的にする信託の活用である。第二は、会社運営のための事務代行や顧客斡旋業務を信託を活用してシステムサービス化するもの。第三は、プロジェクトファイナンス等におけるエスクロウ勘定（P.6（注）参照）への信託の活用。第四は、企業活動の国際化に伴い特に中小企業向けに、現地社会への適合方法までも含めた情報提供コンサルティング業務の信託活用による対応。第五は、企業のリストラクチャリング等に伴う土地利用の際の信託の活用である。

公共部門については、信託を直接的に活用することはあまり多くないと考えられるが、公共目的の達成手法としての公益信託の活用や規制緩和が信託活用のサービスを生み出すことなどからさらに関心が高まることが期待される。具体的な活用としては、第一に国公有地における土地信託の活用、第二に公共目的に沿う形での公益信託の活用、第三に高齢者向けサービスの公的限界が民間ニーズの多様化に対応して合わせる格好での信託の活用が挙げられる。但し第三については規制の緩和の果たす役割は極めて大きい。

<信託制度発展に向けての課題>

（信託制度に対する理解の推進）

現在の社会において信託制度は、一般的には金銭の信託を中心として預貯金の一類型として認識されているのが実情であるが、経済発展による豊かな社会への変容に対応して、個人や地域社会、企業に対して目的に応じた信託の活用度を高め信託制度についての理解を推進していく必要がある。

（活用分野の開拓・深耕）

<信託制度活用の長期的展望>において見たように信託の応用分野は相当に広い。イギリスのパブリック・トラストも生活の豊かさを求める時代に向けて検討の必要があろうし、企業の国際化や農業における農地の効率的利用など現在の産業テーマに沿った信託の活用も考えられる。

また、このような活用分野の開拓・深耕においても受益者保護と受託能力の適格性の視点が忘れられてはならない。

（受益権の流通化）

信託機能の最重要の一つは、「所有」と「利用」の分離であることは既に述べたとおりである。特に土地問題が我が国の最も大きな課題の一つであることを考える時、例えば国民の資産である旧国鉄の跡地利用などにおいては、この信託機能を最大限に発揮させるべきであるが受益権の流通化がぜひとも必要である。

(公的支援の拡大)

まず信託活用のための研究推進が挙げられる。これは、官公庁における公共目的の実現のための信託の研究が既に公益信託や土地信託の導入において行われてきていることから今後ともこのような研究が推進されることが望まれる。

次に、規制緩和である。官公庁外部団体の既成業務により、募金型信託など新たな信託の活用が制約を受けることがありうることから、目的に沿った機能の調整が必要である。無体財産権の信託については信託業法上において認められることも必要であろう。

第三に租税措置である。

受益権の流通化が受益権の小口化に密接に関連していることから、その税務上の制約が取り除かれることが必要である。また、公益信託における租税取扱いについて、所得税・法人税の寄付金控除等の認定要件が厳格で、相続時の公益信託への拋出が相続税上非課税でないなど篤志家の意欲を増進する措置がなされていないと考えられる。

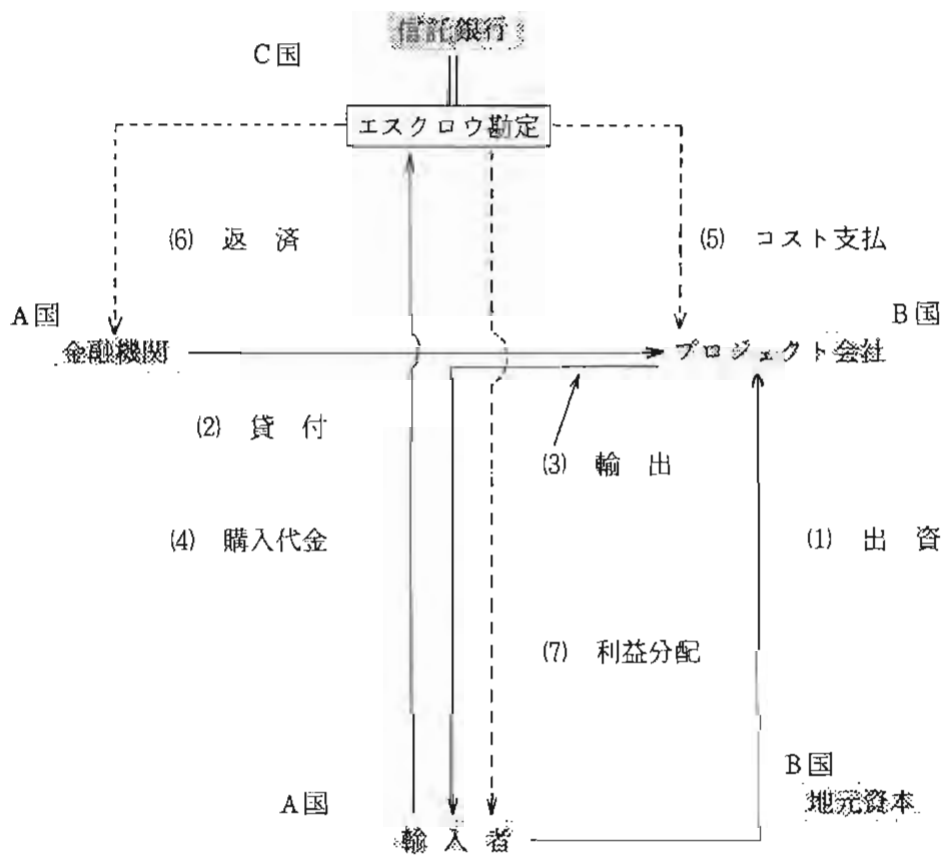
(注)

エスクロウ勘定 説明図

エスクロウ (escrow) とは、取引引きにおいてある条件が成就して契約の内容が実行されるまでの間、第三者が保管し、条件が成就したさいそれを交付される証書をさす。

ここでいう証書が信託銀行に対する勘定 (口座) とすればこの勘定をエスクロウ勘定という。

エスクロウ勘定は国際プロジェクトの場合にはたとえば次のようになる。



(仕組の説明)

- (1) プロジェクト会社の設立
- (2) 金融機関による貸付
- (3) プロジェクト会社による製品輸出
- (4) 輸入者によるエスクロウ勘定への代金支払

信託銀行は関係当事者間の事前の指示に従って資金を分配、即ち

- (5) プロジェクト会社におけるコスト支払
- (6) 金融機関への借入金の返済
- (7) 出資会社への利益の分配 などである。

第1章 信託制度の概要

第1章 信託制度の概要

ここ数年の間に、「信託」が以前に比べて一層目につくようになってきている。例えば日本経済新聞社のデータベースである日経テレコムで日本経済新聞4紙(注)について、昭和57年から毎暦年ごとの「信託」をキーワードとする記事数をみると次のとおりとなっている。

昭和57年	30件	
昭和58年	32	
昭和59年	181	
昭和60年	139	(注)日本経済新聞
昭和61年	337	日経産業新聞
昭和62年	1,814	日経流通新聞
昭和63年(4月まで)	714	日経金融新聞

記事内容はもちろんさまざまなものとなっているにしても、その著増ぶりは社会的ニーズの高まりを反映していると考えてよいだろう。

(1) 信託のしくみ

「信託」について、その一般的な字義の解釈を行うと、広辞苑には「信用して委託すること」と書かれている。また、日本国憲法前文には「そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって……」と書かれているし、太平洋の島々の中には信託統治を受けている国も存在している。「信託統治」とは、「国際連合の監督のもとに、その信託を受けた国が一定の領土の統治を行なうこと」(広辞苑)である。

これらの例からわかるように、信託とは、誰かを信頼して何かを委託することがその一般的な意味内容といえる。これをもう少し、正確に言えば「他人をして一定の目的に従い財産の管理・処分をさせること」(広辞苑)である。

これは、実は我々の身近においてもさまざまな形で発生している。例えば、金銭や不動産を持っている人が、海外へ出張・転勤などにより長く留守をする場合にその財産を信頼できる友人に頼んで管理してもらおうといった場合である。また、自分の善意を具現化するために、信頼できる知人に物品や金銭を渡して、目的に合致した団体を見つけてもらうなどをしてもらう場合も同様に考えることができる。

このような信託の考え方は、人が自分の財産を所有するようになった頃に生まれたといわれており、各国に古くからあったようである。例えば、エジプトにおいては、自分の財

産を相続させたいと思う子供がまだ幼いために、自分の死後、子供が成長するまでの間、財産の管理を遺言によって信頼できる人に委託するというようなことが行われていたわけである。

わが国の近代的な信託の制度は、明治の後半に、アメリカの制度をもとに企業の社債発行の制度として導入され、その後、大正11年に信託法が制定されてはじめて一般的な制度として確立した。

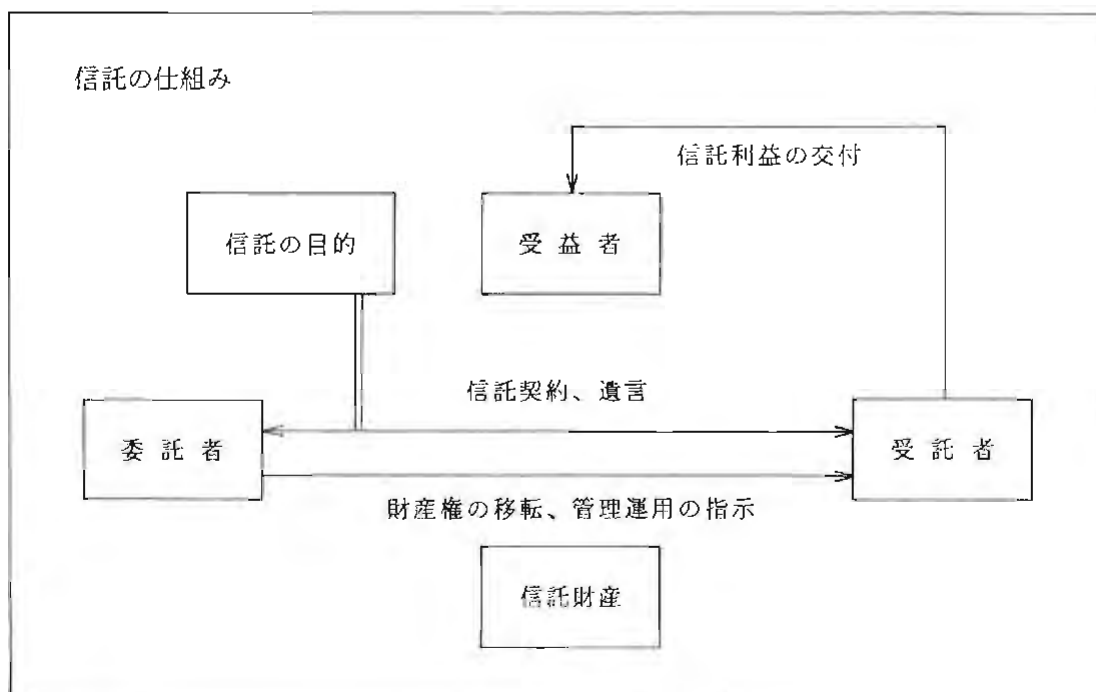
信託法の第1条には、「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と定められている。

つまり、信託とは、ある人（委託者）が、財産権を、ほかの人（受託者）に引き渡し、ある人（受益者）のために、ある目的（信託の目的）にそって、その財産（信託財産）を管理したり処分したりしてもらうという制度である。

このように、信託は、民法上の委任、請負、代理などの制度と並ぶ財産の管理制度の一つである。しかし、これらの民法上の制度と信託の制度には大きな違いがある。

たとえば、民法上の委任の場合には、財産の名義は委託を受けた人には移らないが、信託の場合には、受託者に名義が移り、あたかも財産権そのものが移転されたようなかたちになる。したがって、信託では、受託者自身の社会的な信用というものがたいへん重要な役割をもってくる。

そこで信託のしくみを図で示すと、次のようになる。



上図の用語の意味を簡単に説明すると次のとおりである。(詳細については、(参考1-1-1)参照)

- ・信託の目的 委託者が信託する(このことを信託を設定するという)ことによって達成しようとする目的をいう。
- ・信託財産 委託者から受託者へ引き渡される財産をいう。
- ・委託者 財産権をある目的にそって受託者に引き渡す人をいう。
- ・受託者 信託を引き受け、一定の目的に従って信託財産を管理・処分する人をいう。
- ・受益者 信託の利益を受ける人をいう。

(2) 信託制度の歴史

現在の信託制度は、歴史的には、中世イギリスにおいて利用されたユースがその起源とされている。これは、昔から宗教心に厚いイギリス人は、死後その土地を教会に寄進する慣習があったところ封建領主が、それでは地代・税金の徴収が不可能になるため、12世紀に入って法律を作って阻止した際に利用された制度である。即ち、人々は教会に土地を寄進しようとする場合に、まず信頼できる人に土地を譲渡し、譲渡を受けた人がその土地からあがる収益を教会に寄進するというしくみである。その後、ユースは土地を教会へ寄進する以外にも盛んに利用されるようになり、やがてトラスト(信託)という近代的な制度へと発展した。

このようにイギリスで生まれた信託制度は、その後アメリカへ移植された。アメリカにおける信託は、はじめは遺言の執行や遺言の管理などを行うことを中心に利用され、弁護士などの信用力のある人が信託の引受けを行っていた。その後、19世紀のはじめには、信託の引受けを会社組織によって行うものや信託会社が現れ、19世紀半ばの南北戦争を契機に近代産業の発達に伴って大きく発展したものである。

わが国における信託制度は、アメリカの制度を範にとった明治38年の担保付社債信託法の制定によって導入された。また、信託会社は明治39年に始めて設立されている。その後大正3年の第1次世界大戦の始まりにより、非常な好景気の到来と、都市への労働者の集中が起こった。これにつれて、大正10年末には488社を数えるほどに小規模、不安定な信託会社が乱立、金融をめぐるさまざまな弊害が発生した。

こうした状況の中で、信託会社の業務の明確化を目的の中心として、立案作業が進められると共に信託の基本的関係を定める信託法案も検討され、大正11年に信託法、信託業法

の両法が同時に制定されたものである。

信託業法の制定により、信託業は大蔵大臣の免許を受けることが必要となった。また、免許にあたっては資力・信用力が慎重に検討された為、信託業法制定により免許を受けた信託会社の数は大正13年末には27社となり、法制の整備と信頼に足りる信託会社の誕生で社会的信用は増した。

その後信託会社は、金銭の信託を中心にして順調に発展を遂げたが、一方信託の思想の普及にも努め、ラジオを通じて信託についての話なども行い、やがて信託は高等小学校読本にも取り上げられるようになった。（参考1-2-1、1-2-2）

昭和12年に日華事変が起き、太平洋戦争へと戦火は拡大した。わが国は戦時体制のもとで国民経済すべてについて厳しい統制が進められることとなり、金融機関の統合が行われるなかで信託会社の統合も進められた。

昭和18年には、普通銀行等ノ貯蓄銀行業務又ハ信託業務ノ兼営等ニ関スル法律（昭和56年の銀行法改正に伴い、普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律と呼ばれることとなった。以下、この法律を兼営法という）が制定された。この法律によって、信託会社と銀行との間の合併が促進され、信託会社の統合はいっそう進み、戦争が終わった時には専業の信託会社は7社となった。

太平洋戦争はわが国経済に大きな傷あとを残し、戦後経済は激しいインフレーションに悩まされた。このため、人びとの貯蓄意欲は大幅に減退し、信託会社は長期の資金を吸収することが非常に困難になった。

さらに、証券取引法が制定されたことにより、それまで信託会社の主力業務の一つであった証券引受業務は営むことができなくなるほど、信託会社は大きな痛手を受けるに至った。このような情勢のなかで、政府およびGHQ（連合軍総司令部）の方針もあって、昭和23年に、信託会社は銀行業務を行うことができるようになった。ただ、信託会社は信託業法上銀行業務を兼営することができなかつたため、まず銀行法による銀行に転換し、兼営法によって信託業務を兼営する方法をとった。

この結果、信託会社は名称も信託銀行と改め、新たな歴史を歩み出した。

戦後の混乱が収まるにつれて、信託銀行の経営は回復し始め、さらに、経済復興のため、基幹産業向けを中心とした長期の安定資金の供給が必要となり、信託銀行はその長期安定資金の供給者としての役割が期待されるようになった。

このため、昭和27年に貸付信託法が制定され、信託銀行による貸付信託の取扱いが開始された。貸付信託は、わが国経済の復興期からその後の高度成長期を通じて、産業界に対する長期資金の供給源として大きな役割を果たす一方、人びとの長期の貯蓄手段としても多く利用され、信託銀行が長期金融機関としての地位を確立するための一つの大きな基盤

となった。

昭和30年代から40年代にかけての高度成長期を通じて、信託銀行は、個人に対しては長期の貯蓄手段を提供し、企業に対しては長期資金を供給したが、人びとの資金の蓄積が進み、その内容も多様化してくるとともに、総合的な財務管理機関として期待されるようになり、適格年金信託、厚生年金基金信託、財産形成信託などの新種業務が開発された。

さらに50年代にはいつてからも、特定贈与信託や公益信託、更に個人年金信託、ファンド・トラスト、特定金銭信託、土地信託などの業務を開始した。

(3) 信託制度活用の現況

信託業界は、主業である信託業務に加え、不動産・証券代行・遺言の執行業務等の併営業務および一般の銀行業務を営んでいる。また、信託で引受けることのできる財産の種類は、金銭に限らず有価証券、金銭債権、動・不動産などと幅広く認められている。

信託業の専門的機能として、通常「長期金融機能」と「財務管理機能」が挙げられる。前者は、貸付信託や金銭信託などのように、長期安定資金を受託し、これを企業の設備資金や個人の住宅資金などのための長期貸出に運用するという金融面に、また後者は、動産、不動産、有価証券などの信託のように管理面に重点を置いてとらえたものである。もっとも、両者はおのおの独立したものではなく、車の両輪のように一体として機能している。最近注目を集めている年金信託や土地信託などは二つの機能を発揮したもっとも信託らしい信託といえる。(参考1-3-1)

信 託 業 務

長 期 金 融 機 能

貸 付 信 託

信 託 総 合 口 座

金 銭 信 託

個 人 年 金 信 託

財 産 形 成 信 託 ・ 財 産 形 成 年 金 信 託

年 金 信 託

財 務 管 理 機 能

証 券 投 資 信 託

金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託

有 価 証 券 の 信 託

金 銭 債 権 信 託

社 内 預 金 引 当 信 託

動 産 信 託 ・ 不 動 産 信 託

土 地 信 託

遺 言 信 託

特 定 贈 与 信 託

公 益 信 託

そ の 他 (担 保 付 社 債 信 託 等)

信託業界が預っている信託財産の大部分は金銭による受託で、なかでも多くの人々の貯蓄手段として利用されている金銭信託および貸付信託が全体の約半分を占めている。なお近年、特に企業年金制度を支えている年金信託が着実に伸びているほか、土地の有効利用が求められている中で土地信託も脚光を浴びている。

年末	58	59	60	61	62
金銭信託・貸付信託	349,055	401,659	460,631	551,334	644,776
年金信託	86,345	101,260	117,843	138,618	159,009
証券投資信託	135,719	179,329	197,673	312,375	448,248
有価証券信託	13,560	11,872	14,056	33,953	45,263
動産・不動産信託	5,394	5,660	6,374	6,872	7,464
その他	13,624	20,544	39,907	97,883	149,681
合計	603,700	720,329	836,487	1,141,038	1,454,444

出所 (社) 信託協会 日本の信託 昭和63年版

第2章 信託制度を考えるにあたっての 社会の変化について

第2章 信託制度を考えるにあたっての社会の変化について

前章において日本の信託制度のしくみや、歴史及び現況を概観したが、信託制度の活用を考えるにあたって、その前提となる社会の変化を考えてみることにする。

(1) 経済の発展と価値観の多様化

最近の日本経済の特徴は、個人消費や民間設備投資を中心とする内需拡大の基調であるといえよう。特に個人消費は、二極分化傾向を示しながら爆発的な伸びを示しているといわれている。即ち、住宅、自動車、電気製品、雑貨、旅行などの商品が好調な売行きを示しているわけであり、同時にその価額も高額と低額の二極に分化をしている。例えば、音響製品でいえば、マニア向けの百万円単位のステレオが売れる一方で、アジアNIE Sの低廉な輸入商品にも人気があるといった具合である。

さて、このような内需の好調さの背景については、概ね次のようなことが言えるだろう。

基本となるマクロ経済環境としては、円高、低金利、原油価格の安定が挙げられよう。

1985年9月のプラザ合意によりドルの過大評価の調整が始まった。プラザ合意は日米を中心とした貿易不均衡に起因する国際経済調整を為替水準の修正により行おうとしたものであった。当初円高は、国内の輸出産業にはデメリットになるという考えからその経済効果は疑われていたが、輸入原材料価格の低下の恩恵を受けた基幹産業はもとより、先に述べたアジアNIE S製品の流入や高級品輸入の活発化、更には海外旅行者の激増などメリットとして認識は定着した。金利は、プラザ合意以後、ドル安を容認しながらドル金利の上昇を阻止するというのが双子の赤字に苦しむ米国の基本的政策であり、これに呼応して円高が進んできたが、この間国内金利は史上最低となり、昭和62年2月公定歩合は2.5%となっている。

原油価格は、世界経済の停滞と先進国におけるエネルギー努力などで安定状態にあり、最近においては概ね15ドル（1バレルあたり）の価格水準となっている。

こうした基本環境のもとに、昭和62年度における財政出動による6兆円の公共投資及び減税が、建設関係を中心とした経済波及効果を呼んだことも事実であろう。

また、企業活動は先の基本環境によって、輸入原材料や調達資金のコストを低減させ利益の向上につながった。これによりサービス業は設備投資を増加させ、製造業も構造転換や合理化に投資を増やした。

そして、最も大きい要因としては、国内における有効な実物投資のない状況で、貯蓄資金が株式と不動産のマーケットに向かい価格を上昇させた結果、資産の大幅増加を招いた

ことが挙げられよう。企業も個人もそうした資産の保有者は、購買能力を身につけたことになる。日本経済研究センターの資料によれば、その額は、62年の60年対比で、株式（東証第1部）143兆円、土地（民有地）476兆円の計619兆円にのぼっている。これに対して勤労者の所得や企業の経常利益をあわせて37兆円である。

これがいわゆる資産効果と呼ばれるものである。個人消費の盛り上がりは、間違いなくこれによるところが最大ではないかと考えられる。

＊

そして、この資産効果は、資産・所得・消費に対する課税のアンバランスや住宅・教育などの基礎的費用の肥大化などと相俟って、経済的な格差が拡大し新たな富裕層が形成される可能性を有しており、これにより財産の管理・運用ニーズが一層高まることも考えられる。

このように、経済の発展は、先に述べた個人の消費行動や投資行動にもさまざまな影響を及ぼしている。価値観の多様化がその背景にあるといえる。即ち、消費欲求レベルにおける、「もの」中心から、「もの離れ」への変化である。また、購入する財・サービスが目的から手段となることによって広域化し、購入者にとっての商品は自己実現を図るためのものとなっているといってもいいだろう。

そして、価値観の多様化は今後一層進むものといえる。それは、資産効果による階層の拡大の他に、例えば①主婦の社会進出は家族における主婦の役割を変化させるとともに世帯収入の増加をもたらすこととなり、家族構成員にとって家族と個人の関係についてさまざまな考え方を発生させること、②産業構造の変化や企業活動の拡大に伴う人材の流動化や定職を持たずにアルバイトで収入を得るといった人々の増加は、多様な職業観をもたらすこと、③社会に対する個人の意識も、労働時間短縮により時間的余裕が生まれることや主婦の社会参加、高齢者の増加、海外旅行熱の高まり、外国人の増加といったことが着実に浸透してくると考えられるからである。

(2) 国際化

日本のGNPは、1986年時点で世界の11.8%を占め、世界第2の経済大国と呼ばれている。世界各国あるいは地域のGNPの世界に占めるシェアは、米国が25.2%、EC18.6%、アジアNIES1.3%となっている。（参考2-2-1）

日本と米国の1人あたりGNPをみると、1980年にはそれぞれ9,100ドル、12,000ドル、1986年には16,100ドル、17,400ドル、87年にはついに逆転し、19,600ドル、18,400ドルとなっている。

1988年5月発表の新経済計画は、「国の経済力の高さと国民の生活実感との間にギャッ

ブがみられる」と指摘しているが、確かに個人の生活を見ると、1人あたりのGNPが日米で逆転したからといって、日本人の生活がアメリカ人の生活より豊かであるといった実感を持つにはほど遠い。しかし、それでも豊かさを増しつつあることは確かなようである。例えば、電化製品は高い普及率を誇り、カラーテレビや冷蔵庫は100%近くになっている。最近の円高によって、製品輸入が促進されれば、更にこれは助長されよう。

また、日本の高い貯蓄率は、1世帯あたり909万円（昭和61年）に至っているが、その投資対象も、外国企業の株式や外国の不動産にまで及ぶ状況になっている。

このように日本の国際化は、物や金の流れといった面からのいわば経済中心の国際化として進んできた面が強いといえよう。今後も円高や自由化などによって物や金の流れが拡大していくことは間違いない。

米

経済面での発展や繁栄によって、世界との距離は着実に縮まり、我々日本人の生活や社会に対する意識も、自己実現の追求といった形での内面化や価値観の多様化といった状況を迎えるであろう。

急増する海外への旅行者は、そうした状況への一つの過程と位置づけられよう。（参考2-2-2）

博報堂生活総合研究所が1987年に行った生活の国際化調査によれば、首都圏40km圏内に住む1,600人のうち海外旅行経験者は32%、海外生活経験者は4%、外国人の友人がいる人は13%、日常会話を話せる人は7%であった。また、NHKが1987年10月に行った「国際感覚」調査によれば（全国16歳以上の3,600人対象、有効回答数2,497人、回収率69.4%）、外国旅行にでかけたことのある人は20%、外国語を学校や塾以外で学んだことのある人は10%、外国人と話したことのある人は38%となっている。

総じて、人の国際化の前提ともいえる外国との接点はまだ少ない。しかし、博報堂、NHKの両調査における外国に対する興味や意識は、現状のレベルを上回っているといえる。博報堂の調査における海外情報の入手への欲求やNHKの調査における抵抗感を感じる項目についても、特に抵抗を感じるものはないとするのが30%強存在している。

さらに、経済企画庁が昭和61年5月に行った「国際化と国民意識」の調査結果においても表われているように、外国や外国人への抵抗感は、外国人への親近感や外国旅行の経験のある人ほど少なくなっている。従って、海外情報や外国旅行の頻度が高まれば高まるほど人の国際化の素地が形成されていくと考えてよいであろう。もちろん日本人が出て行くだけでなく、外国人が日本に入ってくることも同様の効果を有するといえる。

こうしたことと、日本が世界の中での役割と責任を求められるという状況を重ねあわせる時、これからの日本の新たな国際化には、文化的な価値を大事にする視点が基本的に重

要なものとして位置づけられることになるのではないかと考えられる。いいかえれば、商売のためだけの経済行動が主体の国際化から異文化への認識や寛容さという意識面をも含んだ社会全般における国際化への移行ともいえるだろう。

それはまた、経済の国際連携化、相互依存が強まるなかで、長期的な視点での日本全体の利益を確保するということを意味する。

＊

先に述べた個人レベルでの投資の国際化、例えば、ハワイやヨーロッパに別荘を所有したり、海外から国内の株式・不動産投資を行うなどの状況はますます強まると考えられる。また、企業レベルでは一層幅広い活動が展開されることとなろう。一般的な株式や不動産の投資はもとより、エネルギーや食糧などの資源開発、レジャー、リゾートを中心とした地域開発、あるいはこれらのインフラストラクチャーを形成する電力や運輸手段等をプロジェクト・ファイナンスやエスクロウ勘定などを活用していくケースが増加するものと思われる。殊に累積債務に苦しむ発展途上国に於けるプロジェクトではそのニーズは強いであろうし、金融手法の高度化やセキュリタイゼーションによるリスク分散によりプロジェクトごとのファイナンスが比較的容易に対応可能となろう。

さらに、技術開発競争の激化は、技術そのもの例えば、コンピュータソフトウェアなどの無体財産権の権利保護が強く要請されている。しかし他方で技術開発のための資金供給が求められているのも確かで、技術と資金をうまくかみ合わせるが必要となってきたと考えられる。

日本企業の外国進出や外国企業の日本進出に伴う地域社会における企業の対応方法は即座に企業の従業員の日々の生活に繋がってくることから相互理解のための有効な手がかりも必要なものといえるであろう。

(3) 人口構成の変化

我が国の人口は、昭和75年（2,000年）において1億31百万人強と推定されているが、これを年齢別に見ると平均余命の伸びなどを背景として高齢人口の伸びが総人口の伸びをかなり上回り、人口構成の高齢化が急速に進展する。その結果、総人口に占める65歳以上の人口（老年人口）割合は、昭和60年の10.3%から昭和75年には16.3%、実数では12,468千人から21,338千人へ887万人増加すると見込まれる。

また、生産活動の担い手となる15歳から64歳までの総人口における構成比は、昭和60年には68.2%であるが、昭和75年には65.8%と低下し、実数は8,250万人から8,626万人と376万人の増加にとどまっている。

同様に、0～14歳の年少人口の構成比は、昭和60年の21.5%から昭和75年には17.9%

と低下し、実数も244万人の減少と推計されている。

人口構成は、その主要素である性、年齢別の出生率、死亡率及び社会移転のうち、専ら出生率の動向が将来の動向を左右するものとなっている。

人口構成の推移

(単位 1000人/%)

昭和年	総数	年齢区分人口		
		0～14 年少人口	15～64 生産年齢人口	65～ 老年人口
50	111,940	27,221 24.31	75,807 67.72	8,865 7.91
55	117,060	27,507 23.49	78,835 67.34	10,647 9.09
60	121,049	26,033 21.50	82,506 68.15	12,468 10.29
61	121,672	25,434 20.90	83,368 68.51	12,870 10.57
65	124,225	23,132 18.62	86,274 69.44	14,819 11.92
70	127,565	22,387 17.54	87,168 68.33	18,009 14.11
75	131,192	23,591 17.93	86,263 65.75	21,338 16.26

資料 総務庁統計局統計調査部国勢統計課「国勢調査報告」労働力統計課「日本の推計人口」「推計人口」厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」

出生率の最近の動向は、高学歴化と晩婚化傾向の中で1組の夫婦が産む子供数が平均2.17人と過去の最低を記録している。昭和62年6月実施の「厚生省人口問題研究所第9次出産の調査（結婚と出産に関する全国調査）」によれば、昭和40～44年に結婚した初婚の夫婦は、平均年齢夫26.9歳、妻23.8歳だったが、昭和60年以降では、夫28.3歳、妻25.7歳と晩婚化の傾向が浮き彫りになっている。学歴別にみると高学歴者ほど晩婚で、恋愛より見合のカップルの方が遅くなっている。結婚にいたるまでの交際期間は平均17.2か月で年々長くなっている。

また、平均出生児数についてみると、昭和15年には4.27人であったものが一貫して減少し昭和47年以降は、ほぼ2.20人で安定していた。昭和57年の前回調査では、2.23人とやや上向いたが、今回は2.17人とわずかながら再び減少した。

妻の学歴別にみると、「大学卒以上」の高学歴主婦の平均出産児数は2.32人で、

「中学校卒」の2.22人を上回って最高となっている。職業との関係からみると、一生仕事を継続する主婦は、「結婚退職し、子育て後に再就職」する主婦と並んで2.28人と最も高く、「結婚退職し、その後は仕事を持たない」等専業主婦型の2.15人を上回っている。この調査から見る限りにおいては、「高学歴、キャリアウーマンは子供を作らない」というのは現実にはあまりあてはまっていないとも言えるだろう。

子供の数については、理想は3人(47.5%)、2人(37.6%)、4人(10.7%)の順で、平均は2.66人となっているのに対し、現実には、妻が20～40歳の主婦をみると、2人(60.5%)、3人(30.2%)、4人(1.4%)の順となっており、そのギャップが目立っている。

男女の組み合わせは、子供が2人の場合は男1人女1人を希望する親が85.5%と圧倒的に高いが、子供1人の場合には、男37.1%に対し女62.9%となっており、前回調査の男51.5%、女48.5%を大きく逆転した。子供3人の場合には、「男2人女1人」が「男1人女2人」をわずかに上回っているのが、前回に比べると「男1人女2人」の割合が10ポイントも増加している。(参考2-3-1)

＊

家族・世帯については、昭和60年の国勢調査によれば、全国の世帯数は3,798万世帯であり、昭和55年時点よりも6%増加している。このうち核家族世帯数は2,280万世帯で5.6%増であるが、全世帯数の伸びを6%下回っている。しかしながら、片親と子供の構成する核家族数は、240万世帯で17%の伸びとなっており世帯状況の変化がうかがえる。一方で単独世帯数も789万世帯で11.1%増となっており全世帯の伸びを大きく上回っている。

これを世帯数の構成割合として見ていくと特に注目をする必要があるのは第1に、核家族割合の減少であり、第2に、その中での片親と子供の構成による核家族割合の増加、第3に、単独世帯割合の増加と言えるだろう。

一般世帯数

年次	総数	親 族 世 帯							非親族世帯	単 独世帯
		総 数	核 家 族 世 帯				その他の親族世帯			
			総 数	夫婦のみ	夫婦と子供	男親と子供		女親と子供		
世帯数(千)										
45	30,297	24,059	17,186	2,972	12,471	253	1,491	6,874	100	6,137
50	33,596	26,968	19,980	3,880	14,290	257	1,553	6,988	67	6,561
55	35,824	28,657	21,594	4,460	15,081	297	1,756	7,063	62	7,105
60	37,980	30,013	22,804	5,212	15,189	356	2,047	7,209	73	7,895
比,率(%)										
45	100.00	79.41	56.72		50.97		5.75	22.68	0.33	20.25
50	100.00	80.27	59.47		54.08		5.38	20.80	0.19	19.52
55	100.00	79.99	60.27		54.54		5.73	19.71	0.17	19.83
60	100.00	79.21	60.18		53.71		6.32	18.98	0.19	20.78

「国勢調査」による。昭和45年は、沖縄県を含む。一般世帯とは、普通世帯（住居と生計をともにしている人の集まり及び一戸を構えて住んでいる単身者）に準世帯のうち間借り・下宿などの単身者及び会社などの独身寮に居住する単身者を加えたものをいう。

資料：総務庁統計局「国勢調査報告」

労働力・就業については、労働力率、労働人口の見通しから次のような展望が持たれている。

労働力率については、相対的に労働力率の低い高年齢層の人口が増加すること等から今後ともゆるやかな低下傾向が続くものと見込まれ、昭和60年の63.0%から昭和68年に61.3%、昭和75年には60.7%となる。ただし中高年女子については、第3次産業の進展、パートタイム労働へ拡大等により労働力率が高まり、今後とも女性の職場進出が進むものと見込まれている。

このような労働力率、人口の将来動向を前提として今後の労働人口を展望すると、労働力人口は、労働力率がゆるやかに低下するものの15歳以上人口の伸びがあることからわずかながら増加していく。即ち昭和60年には5,963万人、昭和68年には6,337万人、昭和75年には6,506万人になると見込まれる。

また年齢別には、人口の高齢化を反映して若年層のウェイトが低下し、高齢労働力のウェイトが著しく高まるものと見込まれる。労働力人口に占める60歳以上層の割合は、昭和60年の9.8%から昭和68年には12.2%、昭和75年には13.6%に達する。60歳以上層の労働力率は、農業就業者の減少、自営、家従比率の低下、年金制度の成熟化等を背景に、これまでもゆるやかに低下してきたが、今後年金の受給開始年齢が現在の60歳から65歳に引き上げられた場合には60～64歳層の労働力率が反転上昇する可能性もあり、この場合には高齢労働力のウェイトはより一層高まることになる。（参考2-3-2）

産業別の全産業に占める就業者比率は、第1次産業、第2次産業は低下傾向が予想される。但し、第2次産業のなかでも、特に建設については、一貫して増加が見込まれる。

これに対して第3次産業の就業者は、著しい増加が予想され昭和75年には、昭和60年比で700万人増となり全産業就業者の増加数約500万人を上回っている。なかでもサービス業は、情報化が経済のソフト化、サービス化の進展するなかで需要の大きな増加が続くが、生産性の向上を図ることが相対的にむずかしい面もあって就業者数が675万人増と著しく増加し、第3次産業の増加数のほぼ全部を吸収することとなってしまう。このことは、他産業からの労働移動が起こることを意味しているが、産業構造調整の過程では、必ずしも労働移動が円滑に進むとは限らないので、相当の問題が発生してくる可能性がある。

また、地域間の労働力配置を考えると、今後の雇用吸収が期待されるサービス業は、国際機能、中枢機能、都市機能を前提としたものが多いことから、大都市圏、とりわけ東京圏への集中化傾向が続く可能性が大きいといえる。他方で、地方の過疎化は進み農業労働力の脆弱化を招いている。（参考2-3-3）

＊

社会保障については、年金、医療、社会福祉の分野における福祉サービスが充実していくことは、生活の安心感を増加させる意味から重要なことといえる。（参考2-3-4）

人口の高齢化や世帯の単独化、資産拡充等により、こうした福祉サービスへのニーズは、ますます強まっていくものと思われる。

サービス供給側についていえば、量的、質的な変化に公的部門だけで対応するには限界もあり、民間部門の活動に期待が持たれる。

また、人口高齢化の進展等に伴って社会保障規模は拡大し、所得保障、医療、ねたきり老人介護、社会保障移転及び負担の高まりといった面からくる要請も強くなるものと考えられる。

具体的には、まず所得保障を考えると、現行モデル年金の水準は基本生活費を十分に賄うと考えられているが、個人ニーズの多様化やゆとりの部分を考慮する必要があり、企業年金、個人年金、就業等で補うことが発生する。老後生活の公的年金負担は、現行の公的年金制度のまま推移したとすると、昭和60年の6.0%が昭和75年には8.5%、昭和85年には11%程度に上昇すると見込まれている。これを65歳までの雇用確保と被用者年金の支給開始年齢を65歳まで引き上げるとした場合には、稼得収入のウェイトが上昇する結果、公的年金負担は、昭和85年で9.5%程度になると見込まれる。

次に、医療ニーズは、受療率の高い高齢者の増加等で大幅に増加していくと予想される。即ち、現行受療率で推移する場合、患者数は、昭和59年比で、昭和68年に25%程度、昭和75年に40%程度、昭和85年に50%程度増加すると試算されている。これに伴い、国民医

療費も対国民所得比でみて着実に上昇していくと見込まれる。(参考2-3-5)

第三に、ねたきり老人介護は、人口高齢化、高齢者世帯の増加、女性の社会進出等により、そのニーズは増加しているものと考えられる。

ねたきり老人数は、昭和60年の63万人から昭和68年には84万人、昭和75年は107万人、昭和85年には136万人と倍増するとの予測がある。(参考2-3-6)

第四に、社会保障の移転及び負担の増大である。

現行制度を前提とした場合、社会保障移転の対国民所得比は、昭和60年の14.0%から、昭和75年には20.5%、昭和85年には24%程度に上昇し、社会保障負担の対国民所得比も昭和60年の10.6%から昭和75年には14%、昭和85年に16.5%程度に高まると試算されている。(参考2-3-7)

※

以上のような人口構成の変化予測から次のようなことがいえる。

まず第一に、老年人口の増大と生産年齢人口、年少人口の増大停止ないし減少傾向によって単独世帯は増加していくことになり、生活の孤独化を招くといえる。こうしたことへの対応から民間サービスがさまざまな形で発生してくるであろう。特に高齢者の場合には、社会とのかかわりを持ちつづけることが活力維持の前提といえることから、その工夫が必要となろう。

例えば、高齢者だけの集会的隔離施設ではなく、幼児施設や軽作業を内容とする企業の施設などとの組み合わせは有効なものといえよう。ヘルスケアと社会参加を基本要素にしたさまざまな施設やサービスの組み合わせが求められると考えられる。高齢者の多様な状況に即応したシステムが確立されてくれば、精神的余裕が醸成されて社会的な活動への興味や意欲が湧いてくることも十分考えられる。

第二に、高齢者と中高年女性の社会進出によって、特に第三次産業分野における労働が担われることが予想されるが、就業形態の多様化やワークシェアリングが求められる。

第三に、人材の流動化や雇用のミスマッチに伴って教育、学習のニーズは高まり、職場や地域における活動が活発化するといえる。

第四に、農業は、市場開放圧力の高まりのなかで、既に男子の農家世帯員全体の27%が60歳以上、65歳以上が19%(60年農業センサスによる)となっており、他産業と大きく異なる労働力構造になりつつある。

(4) 情報・サービス化

産業構造の変化は、コンピュータ・エレクトロニクスを中心とする高度技術化と消費の完熟化、それに国際分業関係の変化によるところが大きいといえよう。

特にプラザ合意以降の急激な円高は、鉄鋼、造船など国内の伝統的な製造業を合理化や多角化へ追い込んだし、最近に至っては、アジアN I E Sの製品が急速に流れ込むといった国際分業関係の変化が如実にこれを示しているといえよう。

いずれにしても、一部の業種を除けば、第1次産業と第2次産業は、今後産業の中でのシェアを下げていくこととなると考えられる。

一方で第3次産業は、1985年時点で58%程度のシェアを有しているが、2000年においては63%のシェアを持つてしまうとの予測もある。

但し、第3次産業の内容は、相当に多様であり、かつシェアがここまで大きくなってくると何らかの分類整理を行うことが必要であるが、1次、2次の産業を統合して物財生産部門、3次を2つに分割してネットワーク部門と知識・サービス生産部門の3部門分類による方法がある。

＊

情報・サービス化は、技術革新による情報供給のための社会基盤（インフラストラクチャー）の拡大とその上に成立する多様な企業活動の進展、社会的ニーズの増大といったものが背景となっていると考えることができる。

即ち、情報供給基盤は、コンピューターと通信であるが、これはコンピューター技術の急速な進歩と通信自由化によりもたらされたといつてよいであろう。通信回線の開放に伴うVAN（付加価値通信網）業者の発生は正しくこの例であり、第2電電、第2KDDなども同様であろう。そしてこのような基盤の上には、POS（販売時点情報管理）やSA（ストアオートメーション）を導入した物販業、24時間体制でディーリング業務を行う金融業などがあるといえる。また、サービス分野でも、宅配便、転送電話、人材派遣業等があるが、こうしたニューサービス分野は、特に規制緩和を機会に誕生し急成長を遂げていることが記憶に新しい。

＊

社会的なニーズの増大については次のようなことがいえるだろう。人口構成の変化との関連でいえば、①若年層世代の増加による世代交代の進行が、生活を楽しむためのサービスやコンピューター機器類への慣れが早いことなどから、リース・レンタルショップの利用やファミコン、パソコンの利用を図り、新たなサービス需要を喚起していること、②家族構成は、出生率の低下、核家族化の進展、老人の単身世帯の増加により少人数化が進行していることから、これに女性の社会進出も相俟って、外食、老人介護等の家事代替サービスの依存も増えていく傾向にあること、③長寿化の進展により、高齢者のもつ潜在購買力が急激に増加しており多方面にわたるシルバーサービス・ビジネスが生まれる素地のあること、④出産児数の減少による育児期間の短縮、電化製品の普及による家事労働の軽減、

高学歴化等により主婦の社会進出が際立っていることから、家事労働の外注化、外食産業、家事代替といったサービスへの要請が強くなること、が挙げられるだろう。

また、地域社会の変化ということもいえるだろう。都市への人口集中は、サラリーマン世帯の増加と生活パターンの変化等により、サービスニーズの都市移動を描き出している。これは、複合的な人口移動による過疎化の問題を生じさせながら、過密都市においても、転勤、移転の一般化によって隣接居住者との結びつきを弱めている。この結果、例えば葬式のように本来地縁的な行事も外部専門サービスに依存する傾向が強くなっている。一方、女性の社会進出とも関連して、スポーツ、文化、教養、趣味等を通じた仲間づくりが活発化する傾向にある。

社会的不安感の増大へのニーズも強まっていると考えられる。通り魔や精神異常者による偶発的犯罪の発生などがその原因と考えられる。企業向けサービスが中心であった警備業は一般家庭へのサービスまで範囲を拡大している。また、今後は、成長社会のひずみからくる精神的な不安感の除去に対するニーズが求められていくことも想定されよう。

国際化の進展は、海外で活動するサラリーマン等の増加を促した結果、子女教育や健康保持等へのニーズに対応したサービスを生み出すこととなったといえるだろう。海外引越サービスや、在外邦人向国際宅配サービス、海外緊急医療サービス、海外子女教育サービスなどがあげられよう。

以上が主として対個人サービスについてであるが、これをまとめると次のようなことがいえるであろう。

第一に、便宜性という側面である。日常生活における家事の代行サービスやさまざまな商品のレンタル、リース、あるいは外食、宅配、無店舗販売、通信販売といったものがこれにあてはまるといえるが、単純で短期間の代替サービスがこれにあてはまるだろう。

第二は、快適性への欲求の高まりによるものである。これには、教育、スポーツ、健康、医療、レジャーといった肉体的、精神的な快適性を指向する内容のサービス業が入るといえるが、余暇時間の拡大に伴って今後とも増加するものといえる。

第三に、専門性の要請が挙げられる。医療、保健においても、日常の健康保持程度であれば、ことさらに専門性を強調する必要性はないかもしれないが、精神面における社会的不適合状態や情報の氾濫する中での悪徳商法に陥されないための事前対応、海外での病気に伴う緊急帰国手配などに対して高度な専門性が要求されることとなるだろう。

そして、第四には、これらの特性を総合した窓口的かつ最終的なニーズへの対応を可能とする総合性が必要となってくるのではないだろうか。というのも、どこに行けば自分の希望するサービスが受けられるかが分からないことが多いからである。

＊

对企业サービスについても、次のようなことがいえるであろう。

第一は、便宜性であろう。ほとんどのケースは、これに当てはまると思われるが、对个人サービスと違って、企業は時間と投資を惜しまなければ自ら対応しうる場合もあるが、面倒を回避するため便宜性を重視していくこととなると思われる。人材派遣やビルメンテナンスは典型例であろう。

第二は、専門性である。新たな事業分野への展開や専門家の不足からくるものであるといえよう。市場調査、商品開発、イベント・プロデュース・デザインなどがこれにあてはまるだろう。

第三は、社会性である。社会的イメージの増大やイメージチェンジ、あるいは企業活動上のメリットを目的として行われるものがある。広告代理業やC Iプランナー、格付会社がこれにあたろう。

企業の場合には、個人と違って活動上の判断力は相当に持ち合わせていると考えられるから、総合性といったものは基本的には不要であろう。但し、個人経営の小規模な会社であれば個人に近いものといえる。

(5) 生活様式の都市化と地域アイデンティティの模索

日本人の生活様式は、戦後復興期から高度成長期を経て最近に至るまで、アメリカ流の生活を夢みて、物質的な豊かさを得ることを目標にしてきたといえる。すなわち、多少断定的に言えば電化製品や自動車を他人と同じように持っていることが生活の必要条件であり、また、大都市にあるアメリカ的な商店や商品を導入することが生活の向上に遅れないための要素であると信じたわけである。

これが、全国的に発達した新聞、ラジオ、テレビなどの力によってすみずみにまで伝播され、金太郎飴的な生活様式の都市化が進んだといってよいであろう。

こうした生活様式の都市化は、同時に地方の情報発信力が次第に消えていったことをも意味している。すなわち、個人の衣食住に限らず、ビルや店舗、町並みまでも画一的な面白みに欠けるものに変えてしまったわけである。

そして、この傾向は、近年特に強まり、都市の中でも東京への一極集中が進行し、その他の都市は、今や東京以外の地方として一括りにされてしまっていると言っても過言ではない。

結果として、生活様式の都市化は、生活の物質的なレベルの向上をもたらしたが、他方では画一化を迫り地域独自の文化や伝統を失わせたといえよう。これは、東京も例外ではない。

まず、東京と地方の関係を具体的にみてみると、そのアンバランスは、東京への人口集中と地方の活力の停滞となって表われている。

近年、若年層を中心に東京への集中が起こっているが、これは地方景気の後退、構造不況による就業機会の縮小、経済のサービス化の動きなどが、大都市とくに東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県を総称する。以下便宜的に「東京」という。）の大学に入学した若者の多くに、地元へ戻らず、東京で就職活動を行いとどまらせるように作用したためと考えられる。（参考2-5-1、2-5-2）

国土庁は、企業誘致などで雇用の場が創出されてもUターンに結びつかない理由を、雇用の場の内容とのミスマッチと地域の生活環境とのミスマッチに大別している（62年度版「過疎対策の現況」）。雇用の場の内容とのミスマッチでは、給与が低い、業種・職種が合わない、女子雇用型であるなどを挙げている。九州や東北では一部にIC工場などエレクトロニクスを中心とした先端企業の工場誘致が行われている。しかし、その過半数は付加価値の少ない組立工程であって、技術集積度の高い工程や中核機能は東京に留まったままであり、結局地場産業の育成や技術移転には結びついていないようである。地域の生活環境とのミスマッチでは、娯楽機会の不足、交通が不便、田舎の閉鎖性がいやなどが挙げられている。

企業誘致等により雇用の場が創出されてもUターンに結びつかない理由の状況 　％

雇用の場の内容とのミスマッチ（385市町村）		地域の生活環境とのミスマッチ（407市町村）	
①給与が低い	34.3	①レクリエーション等娯楽機会の不足	33.7
②業種・職種が合わない	26.8	②交通が不便	17.0
③女子雇用型である	20.0	③田舎の閉鎖性がいや	9.8
④零細企業で雇用の安定性に欠ける	9.6	④下水道の未整備等生活環境に不満	9.3
⑤仕事がかたい	3.6	⑤住宅の不足	8.6

国土庁調べ（62年10月） 出所 国土庁 62年度「過疎対策の現況」

またさらに、東京ではサービス化の進展によって、若者が簡単にアルバイトをして稼げる場が拡大し、必ずしも定職を得なくても生活していけるようになったことも東京集中に寄与していると考えられる。

そして、このような状況が進むなかで、出産年齢層が東京に集中し、東京の人口は自然増の様相を呈してきており、これらは、東京がますます生活の場として重要な意味を持つものとなりつつあるということの意味すると同時に、地方における高齢者の比率が急速に高まることを予測させるものである。（参考2-5-3、2-5-4）

特にいわゆる過疎地域では、既に過去5年間（昭和55～60年）で人口が減少している市

町村が957団体あり、うち10%以上減少している市町村が107団体存在する。また、10歳代後半から20歳代の減少が著しく、逆に65歳以上の高齢者の増加率は10%を超え、高齢者比率は17.0%（全国平均10.3%）と極めて高い。島根県のように、人口流出の減少が過疎問題の緩和ではなく、流出すべき人口が無くなりつつあることを意味するほど、過疎が深刻になっているところもある（島根県では、人口流出の減少とともに、農業の専門化率の増加、高齢者率の増大が発生している）。

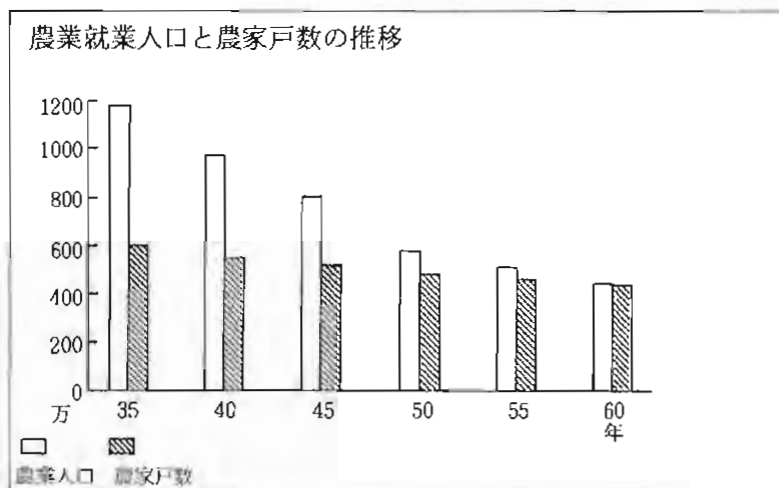
このような過疎について、国土庁は、「人口について「数」の問題とともに、その「質」が大きな問題として顕在化してくることにより、地域の社会機能が一層の低下を来たすのではないか」と危惧している（62年度版「過疎対策の現況」）。また、昔は地域社会の運営や人々の生活に、打てば何かハネ返ってくるものがあったが、今や無気力状態の安穩社会となってしまい、絶望的でどうしようもないという意見もあるが、今後どのように変化するのかは、必ずしも明らかではない。

経済的にも地方は前述のように市場の力による枠組みの変化のなかで、輸出型産業の縮小、工場の海外立地の進展などにより厳しさを増し、とくに企業城下町や構造不況業種を抱える地域では産業構造調整に伴う雇用問題が深刻になってきている。また、農村においても青壮年男子農業従事者の減少や安い輸入農作物の増加と農産物の過剰への直面による農業生産の停滞などにより活力が低下しているといわれる。

地方活力の低下について、人口や経済の問題とともに、意識面に関して東京がすべての価値を生み出し、地方はそれを享受するだけという中央依存体質があるからだという意見や、近年の地方経済の停滞と若者の流出のなかで、いつまでもこんな暮らしでやれるのかという不安の高まりがあるからだとの指摘もある。また、商業的にも大都市の企業から見ると都市の余剰在庫の受け皿であった地方マーケットが全国同時発売となったことでそうでなくなった。地方マーケットが魅力を失い見捨てられつつある、それを感じ取っている面があるのかもしれないとの意見もある。

次に、地方の問題のなかでも内外から関心の高まっている農業について、農家の構造変化と農地制度を概観してみよう。

農業就業人口は、昭和35年の1,196万人から60年には444万人と6割以上減少したが、農家戸数は605.7万戸から437.6万戸へと28%しか減少していない。これは農作業に従事するものが一人もいない農家や、片手間に農作業を行う農家などが増加したことによる。



出所 総務庁「労働力調査」・農水省「農業センサス」より作成

農家戸数の推移

千戸

昭和(年)	35	40	45	50	55	60
専業	2,078	1,219	831	616	623	626
第一種兼業	2,036	2,081	1,802	1,259	1,002	775
第二種兼業	1,942	2,365	2,709	3,078	3,036	2,975
総農家戸数	6,057	5,665	5,342	4,953	4,661	4,376

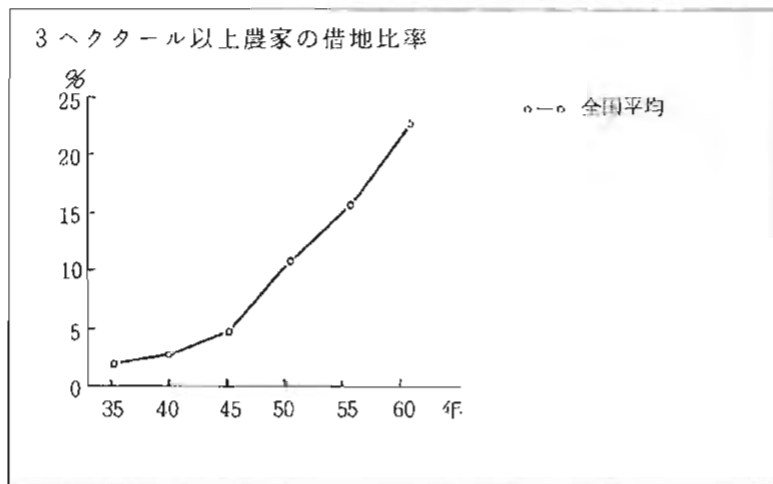
出所 農水省「農業センサス」

さらに詳しく農家戸数の動きをみると、昭和50年代に入ってそれまで急ピッチで減少していた専業農家がやや増加し、急増していた農業外収入に頼る第二種兼業農家が減少に転じている。これは、農業収入を主とする第一種兼業農家が第二種兼業化する反面、それを上回る第二種兼業農家世帯主の兼業先退職による専業化や他産業退職者の流入および、第二種兼業農家からの離農者増加などにより生じたものと考えられ、農業就業者の高齢化が際立っている（65歳以上の農業就業者は40年の13.2%から60年の29.1%に上昇、60歳以上では43.5%に及ぶ）。

一方、農地改革による自作農主義を維持する目的で制定された農地法は、高度成長以降、兼業化の進展による所得の増大とともに農地に対する資産保有傾向の強まりのなかで、流動化を促す方向の改正が何度か行われたが、土地への執着や借地への抵抗感などによりそれほど成果が上げられなかった。

しかし、50年代半ばから小規模農家が自ら耕作せず大規模農家に農地を貸し出して地代を得たり、農作業を委託する動きが徐々に強まりつつある。これは50年に始まった農用地利用増進事業、55年に制定された農地利用増進法により、農地の集団による利用と借地へ

の抵抗感を和らげるための短期を含む賃貸借の促進を政策として明確化し奨励したことのほか、機械の性能向上と作付け規模拡大により生産性が向上し、第二種兼業農家や高齢者専業農家の貸し手（作業委託側）も借り手（作業請負側）も満足する収入が得られるようになったことなどに起因する。ところが、この法律による利用権設定が3～6年程度の短期に留まりがちで不安定であり、既存の脱法的短期賃貸借を追認しただけにすぎないという評価や、望ましい大規模経営が育ちにくいとの批判もあり、伸び悩んでいる。



出所 農水省「農業センサス」

37

先に、生活様式の都市化による画一化がもたらした地域の独自性の喪失にふれたが、その町や地域を形づくってきた土着と新しいものとの緊張関係から生まれた文化や伝統が、失われつつあることに対する危機感から新たな個性が模索され出している。

行政サイドからは、地域経済の活性化や過疎対策のため地域のアイデンティティの確立・強化が強調されることが多い。都道府県や政令指定都市の多くが発表している産業開発計画は、テクノポリス計画に代表されるような高度技術産業の誘致と空港整備を掲げている。これは、新たな雇用の場を創出して有能な人材を呼び戻すとともに、東京を経由せずに全国各地や諸外国と直接往来することを目的としている。外部との直接の接触と交流が、東京へのこだわりを排除し、もっと明確な地域への帰属意識が得られ、そして、このことが地域の独自性の発揮、地域経済の発展の促進につながると考えられているからである。また、最近の地方博をはじめとする各種イベントや歴史ブームによる地方の見直しや、地域経済の活性化として開催され、即効性が期待されているが、地域の活力を生み出す地域アイデンティティの強化に繋がっているかどうか疑問な例もある。

このような現実的で経済的動機に基づいた地域の個性の模索は、他の自治体と一味違う

独自性を出すため、「知恵比べ」競争の観を呈している。これは、自治体指導者のライバル意識とエネルギーな活動が住民から支持を得て成功している例もあり、重要な要素にはまちがない。

しかしながら、このような行政の活動に対して、自分たちの才能をどう発揮できるか、という観点でまちづくりや環境保全、国際交流などを地道に続けることが、結果として町や地域の個性を高め、独自の文化・情報を創造、発信できるとの指摘も多く、公共と企業の間領域を埋める民間活動が期待されている。

例えば、大阪市の南区周防町美化促進連合会の大阪市の協力による電柱地下埋設や不法駐車追放運動、大分県湯布院の映画祭や音楽祭、新潟県安塚町の雪の宅配便などのまちづくりやむらおこし運動、地元企業からの資金援助によって設立され地域の国際交流を行っている鹿児島県の南方圏交流センターの活動など、規模から活動領域までさまざまな民間活動が展開されている。

こうした民間活動は、生活様式の都市化のなかで、生産中心の施設よりも便利で快適な生活のための環境が求められている今日、ますます広がりを持つと考えられる。

＊

62年版国民生活白書によると、病院、公園・緑地、図書館などについて、施設の不足、アクセスや設備、内容の悪さなど不満が多い。豊かになった個人に対して生活に密着した基本的社会資本の貧しさが目立つ。また、地方都市においては、県民会館や市民センターや民間の劇場など文化や余暇活動あるいは、市民交流等の施設は整備されているものの、実際の利用回数は大都市とかなり格差がある。サービス、運営面のノウハウ不足や採算面の理由から、住民のニーズの多様化に応えきれないケースがあるように思われる。

さらに近年、都市の美観・景観の保存による潤いのある環境への期待とともに、自然とのふれあいに対する欲求の高まりがある。例えば前者では、街路や歩道、緑地帯の整備、街並みの保全などが期待され、後者では、森林に対して活力増進のためのリゾートの場や自然に親しむ野外教育の場としての役割が期待されており、これは画一的な都市的生活の反動とも考えられる。特に自然環境について、単なる保全・保護にとどまらず森林浴や観察センターを造るなどじかに自然とふれあい、自然を見直そうという市民活動が行われていることは注目すべきであろう。

このようにまちづくりやむらおこし運動、民間の国際交流活動などのほか、地域における40～50歳代の女性を中心としたボランティア活動、農村の体験学習運動、景観保全や自然環境保護の運動などのコミュニティ活動が生まれているが、これらの活動は、地域の個性作りが生活の質の向上に対する欲求や社会福祉への関心と相俟って具現化したものと考えられる。（参考2-5-5）

＊

このような非営利の民間活動や市民活動は、一般のボランティア活動を行う民間機関同様、資金と人材の不足で運営が苦しくなっているところが多く、行き詰まってしまうケースも少なくないという。

資金調達に関しては、行政からの補助金や財団法人、企業からの助成金や寄付を受ける方途もできつつある。ただ、その絶対額はまだまだ小さいし、行政からの補助金は、ややもすると公共側のニーズの押付けなど、これらの機関の独自性を危うくさせたり、意欲や活力を損なわせるなどが懸念される。地元企業には、相応の公共活動の役割を認識させ、地元振興による自己利益の観点にも訴えて資金提供を求めることが必要である。また、前述のように、自分の住んでいる町、あるいは生まれ育った町をよくしたいと思っている人々や社会福祉に関心のある篤志家など、広く一般市民からの継続的な資金調達を推し進める仕組みが必要であろう。

人材については、一部に優れた手腕を持つ活動家がいるものの、ごくわずかのようである。行政でも「人づくり」が叫ばれてはいるが、それほど積極的な施策は講じられていないし、そもそも、先にみたように、地方ではまちづくりなどを企画、推進する担い手となるべき若者の人材がいなくなりつつあるのが現状ではないだろうか。

キーとなる地域リーダーやコミュニティのリーダーの発掘・養成の必要性はいうまでもない。養成といっても専門的な能力と知識の修得には相当な時間と経験を要するわけで、地道でかつ継続的な育成が不可欠であろう。いずれにしても、主導的役割を担う人材やシンクタンクをどうやって地域に根付かせ養成するかがコミュニティ活動の大きな課題となっている。

第3章 信託制度活用の長期的展望

第3章 信託制度活用の長期的展望

前章においては、信託制度活用に係わる社会の変化を概観した。

それを要約すれば、第一に日本経済の発展に伴って価値観の多様化が進んでいくこと。第二に、国際化の流れの中で経済的要素にとどまらない国際的な社会性が要求されるとの認識を前提として、個人、企業、公共主体の国際的な活動が飛躍的に増大していくこと。第三に、人口構成の変化は、長寿化、若年層の減少、単独世帯の増加傾向にあり、高齢労働力の増加、女性の社会進出、社会保障費の増大となって表われる。また、こうした現象におけるサービスへのニーズがさまざまな形で出てくること。第四は、情報・サービス化について、第三次産業の拡大の中で便宜性、快適性、専門性、統合性といった要素が対個人サービスには要請されるし、対企業サービスにおいても、便宜性、専門性、社会性が要請されること。第五に、日本人全体の生活様式が都市化し、東京集中とその裏返しとして地方の活力が相対的に低下するなかで、地域社会のアイデンティティの模索が行われ、その具現化として生活の質の向上への欲求やコミュニティ活動が求められていくことなどを指摘した。

このような社会の変化のなかで、中長期的に信託の応用範囲は着実に拡大していくものと思われる。事実、その予兆として、昭和60年前後から信託について知りたいという意識が高まってきている。税理士や公認会計士、弁護士などが新たに信託法学会の会員となったり、10近くの大学で法学部、経営学部の学生を対象に「信託法」あるいは、「信託論」という講座が開講され、学生の関心も高いという。また、大蔵省、通産省、建設省、自治省などの中央官庁や地方自治体でも盛んに勉強会や情報収集が行われている。

これらは、ここ2～3年の極めて特徴的な事態であり、資産の有効利用ニーズや金融商品の多様化を背景とした、ファンド・トラストや特定金銭信託などの企業活動における信託の利用の急増、民間における土地信託の利用の増大や昭和61年の法改正による国・公有地への土地信託の導入などに起因すると考えらるが、冒頭に述べた新聞掲載件数の飛躍的な伸びを併せ考えると、信託に対する関心は急速に高まっており、それは時代の要請であるといえる。

このような認識のもとに、信託制度活用の今後の展開を検討する。

信託がより身近なものとして広く理解されるほど、活用に関するさまざまな可能性が導き出される。そして同時に、個別ニーズへの合理的な対応は、異業種による連携が生じさせ市場の拡大につながる場合があることも念頭におく必要がある。

(1) ニーズの多様化と高度専門化への対応

— 民間の役割増大と信託制度の活用 —

個人や企業、団体等からのニーズの多様化、高いレベルでの専門化への対応は、政府や地方自治体といった公的主体では量的にも質的にも限界があるといえるだろう。

即ち、このようなニーズへの積極的な対応は、民間の担う分野であり、現にそのような状況はさまざまに発生しつつある。但し、このような民間の役割が増大するとしても、社会的ニーズがまだ画一的な頃の古い規制が存在している間は、本格的な民間の活動は期待しにくい。時代の変化に敏感に対応しうる行政が必要不可欠であることともに、規制の緩和が求められる。

このような民間の役割増大に伴って、信託制度は、さまざまな方面で活用の機会を得るといえる。

a) 信託目的の多様化（個別ニーズへの対応）

既にみてきたように、個人において資産や所得の全体的な増加が進んでいるが、他方で階層分化も進んでおり、これにあわせて財・サービスを提供する企業も商品イメージを設定したり、同一目的の商品であってもいくつかのランクを設けたりしている。

資産や所得を誰かにあるいは何かの目的で贈与したり活用したりしたいと考えた場合においても、その状況は人によりさまざまな事情があろうし、少しずつ異なる場合がほとんどであろう。

信託が利用されることを考えた場合、このような多様化し、専門性を要求する個別ニーズに十分対応できる体制が整備されていることが必要であろう。

なお、このような状況への対応としては、現在信託銀行の支店に置かれた財務に関するコンサルタントやアドバイザー等による業務サービスがある。

＊

また、社会福祉やまちづくり、自然保護、国際交流などの民間活動のために自らの資産を活用したいというニーズも増えることが期待される。こうした場合、公益信託を活用してその善意に応えることができるが、目的達成の確実性と公正さ、事務負担の軽減に特に留意すべきである。例えば、アジア諸国の民間自助努力に対して民間レベルで協力するため設立されたアジア・コミュニティ・トラストは、助成対象となり得る団体やプロジェクトの具体的な現地調査などを別機関に委託しているが、そのような専門能力を有する公益団体や研究機関などとの提携や、追加資金の受入れに際し、主務官庁への申請などの事務負担が少なく、仕組みとして絶えず資金が補充できる募金型公益信託の活用などをさらに図る必要がある。

＊

さらに利益の相反する者同士に対して、一定の中立性を付与することを目的に信託を活用することも考えられる。特に企業活動の場合には、前章で述べたプロジェクト・ファイナンス等におけるエスクロウ勘定のような場合の事業や資金の保全、国際的なベンチャー企業への投資や産業交流の場合などの機密性や保全性の確保といった効果が考えられる。

b) 信託財産の拡大（無体財産権への対応）

財産価値のあるもののほとんどすべてが、一般的には信託の対象になりうるが、その中には社会的な位置づけを十分に把握できないものがあった。無体財産権がその一つであり、著作権や商標権などがこれに含まれる。物やサービスにおける無体価値が大きくなりつつあることを考えれば、現在では信託に対する需要が非常に高まってきていると考えてよい。こうした無体財産権を管理・運用していくことを目的とした信託が考えられる。

c) 「所有」と「利用」の分離とその流通化

信託には、所有と利用を分離する機能がある。

この機能は農地や森林の活用、保護についても十分に効果があるように思われる。既に、農家の構造変化と農地制度の現状についてふれたが、高齢者専業農家の増加、国際競争力の要請などにより、農業は今後大きく変化していくと考えられる。特に農地利用については、都市内農地の宅地化は別としても、本来の意味での農地は、所有者の高齢化などにより自ら耕作することが困難となってきていることから、信託を活用する機会は増加すると考えられる。また、森林についても、リゾートやレジャーの対象として、また、野外教育の場として健全に利用するための森林の保護・育成を目的とした信託利用の新しい仕組みが可能であろう。

＊

信託による所有と利用の分離により、所有権をその表象ともいえる受益権（受益証券として証券化される）を媒介として流通化させることが可能となる。もちろん、株式と同じように市動の動向に応じて価値の上昇・下落といったことが発生し、受益権の所有者はその効果を全面的に享受することとなる。しかしながら、利用はその動向に関わりなく存在し、全く影響されない。

また、受益権の小口化や元本と収益の受益権の分離によって、流通性は一段と向上し、広く一般投資家に新しい金融商品の提供が可能となる。

(2) 活用分野別の展望

a) 個人生活、地域社会

戦後、信託が日本的な形で爆発的に活用されたのは貸付信託が端緒であったといえるが個人生活の豊かさが求められるに至った現在、従来の大量定型的な金融商品に近い信託とは全く違う形での信託の新たな活用が始まる可能性があるといっている。

＊

家族の小規模化、女性の社会進出、外国勤務の長期化や単身赴任、高齢化などにより、親子間の意識変化や家族内の役割分担の変化、子女教育や健康維持問題、扶養意識の変化、更には年齢を問わない学習や幅広い形での社会活動への参加などが考えられる。また、こうした事態を背景にして、さまざまな物やサービスが氾濫していることも事実であろう。

このような諸変化に対して、資産の管理、運用、処分を目的とした信託とともにそれらの問題や考え方について、信頼できる情報や参考事例・対処方法といったものが求められてくると考えられ、いわば情報提供サービスを信託目的として活用していく手法もあると考えられる。すなわち、健康や教育といった個人にとって継続的な関心分野について、幅広い視点からの統括的な情報提供サービスを専門的に行うことを信託機能を活用して行えるのではないかということである。

具体的には、例えば、先に述べた変化要因のなかで共通した要素である家族や個人の独立化は、他方で健康管理へのサポートの必要性を生じさせるはずであり、特に年齢が進むにつれてそうしたニーズは高まるといえる。このような場合に、予防的な総合健康管理サービスの提供を信託目的として資産管理を行うことが考えられるわけである。

＊

また、長寿化が進むなかで、個人の資産蓄積は高年齢になるに従って進んでいくが、他方で、一定時点から所得の減少が発生することからこれを補うためストックの資産をフローの所得に変換していく必要性に迫られる場合もある。これについては、現状では、既に高齢者に対する不動産を担保とした資金供給が一部の地方公共団体等で行われている。しかしながら一方、資産蓄積過程の世代も存在しており、社会全体の資産が増大するなかでこのような世代間のニーズにマッチした多様な資産の利用と保有のためには信託機能の活用と受益権の流通などが役立つと考えられる。

＊

地域社会の問題では、まず農村社会の高齢者増加がもたらす農地利用の変化が目につく。農業政策としても、昭和61年秋以降本格化した内外の市場開放圧力のなかで、「内外価格差を縮小し安定供給を図る生産性の高い農業構造の確立を推進し、産業として自立し得る農業にする」という目標の達成には、今後も経営規模拡大による生産コストの削減が重要課題となっているが、今後第二種兼業農家・高齢者専業農家は自給的、生きがい（または趣味）的農業に規模を縮小し、中堅農家層が二極分化すると予想され、所有権移動に依ら

ない農地の集積の素地はできつつあると考えられる。他方、大規模農家の中には40歳代の比較的若い「経営者」が多く、また大部分後継者が確保されていて、規模拡大に積極的である。また、地域ぐるみの生産組織づくりも提唱されており、農家以外の者の新規参入の動きもある。(参考3-2-1)

このような従来農業委員会で行われている縮小・離農を希望する農家と規模拡大や農業をやりたいと考えている者や集団をうまくマッチングする仕組みに信託を活用することが考えられる。

＊

先に、まちづくりや社会福祉、環境の保全・活用、国際交流などを積極的に行うコミュニティ活動は、地域のアイデンティティの確立・強化につながっていることも少なくないが、そのような活動をさらに推し進めるためには資金調達とその継続的維持がネックとなっていることをみてきた。

従来このような場合、信託の利用としては公益信託による助成金の給付があった。もちろん、これは一つの活用方法である。しかし、今後、公益信託の個人や任意団体の委託者は、自ら人一倍アメニティや生きがいを求め、信託の運営に関与したいとの意向が強くなると考えられる。また、学術研究と異なり、もともと給付目的は事業執行のためである。

したがって、例えば、活動の情報提供やシンポジウムやセミナーの開催、まちづくりにおける緑化など、単なる資金援助に留まらず、委託者が受託者とともに事業執行の一部を受け持つ形態の公益信託が期待される。なぜなら、①委託者は運営への参画による自らの意思を実現する満足感や生きがいを得られる。②信託自体が地域に根をおろし、市民権を得られやすい、と考えられるからである。

ただこの場合は、現在特定公益信託として認定されないなど、租税上の問題もあり、さらに突っこんだ検討が必要である。

b) 企業活動

企業が信託を活用する対象としては、資産運用以外にも相当に可能性を有しているものもあると考えられる。

第一に、信託の活用による新規の事業投資や投資資金の受け入れで、特に国際的な資金と技術のマッチングを図ることを目的にするサービスである。一種のベンチャーキャピタルファンドといえるが、特定の企業からの委託を受けて投資を行い、異業種の交流、提携などの橋渡し役を担うということが考えられる。

第二は、それとは少し異なるが、既に述べたニュービジネスや小規模企業に対する会社運営事務代行や顧客斡旋業務などのサービス提供を信託を活用してシステム化することが

考えられる。

第三は、プロジェクト・ファイナンス等におけるエスクロウ勘定への信託の活用である。これらは、既に活用されはじめているが、いずれも勘定の独立性が、投資家と事業者の間に介在して事業運営と投資資金の円滑な回収を目的とすると共に、事業の失敗や資金回収の事故発生時には、原則として当該勘定の中だけの処理で債権債務関係を処理させるとの趣旨である。累積債務国向けのプロジェクト投資や決済処理に活用されたりしている。なお、土地信託も一種のプロジェクトファイナンスと考えられる。

第四は、企業活動の国際化に伴って従業員の外国派遣が増加してきているが、その際、日本人社員の現地社会に対する適合、企業自体の現地社会のよき企業市民としての地位獲得について、特に中小企業向けに信託の活用を図ることが可能ではなかろうか。第二に述べた業務と類型的に似たものとして、海外における進出先の地域情報の提供、コンサルティング業務といったものである。大企業は独占の対応が可能であるが、中小企業では個別の対応は困難であるため、それを誘導したり実際の相談にのってくれることが業務内容となるわけである。

第五は、企業のリストラクチャリング等に伴う土地利用の際の信託の活用である。これは典型的には土地信託が該当するといえるが、まちづくりの視点から生活環境の快適性の増進がなされれば地域社会の適合が図れ、企業活動の長期的利益を確保することにつながるのではないだろうか。

c) 公共部門

公共部門が信託を直接的に活用することはあまり多くはないと考えられるが、他方では公共目的に沿う形での公益信託の活用を自ら積極的に行っていくなどの例もあり、更に規制の緩和は新たな信託活用のサービスを生み出すことが考えられることなどから、活用とともに公共目的の達成という観点から信託への関心が更に高まることが望まれる。

第一に、信託の直接的な利用としては、国公有地における土地信託の活用が挙げられよう。企業活動における場合と同様であるが、より強く言えることは、アメニティの増進と共に所有と利用の分離による資産価値の適正水準化と都市形成方策の有効性の保持が可能であるということであり、特に例えば国鉄清算事業団の保有しているような大規模な土地の活用については、信託活用の意義は十分に高いと考えられる。

第二に、公共目的に沿う形での信託の活用である。さまざまな公益信託は、公共目的の実行に寄与するものである。特に、最近では官庁自体が緊縮財政の影響から積極的に公益信託を公共目的達成の呼び水にしようとの動きをするなど次第に関心が高まってきている。

第三に、例えば高齢者向けサービスの多様化などのように、公的負担の限界を補うもの

からむしろ積極的に社会ニーズの多様化に合わせる格好で民間サービスが活動領域を広げる場合もある。サービスの提供側は需要に対応し、あるいは需要を掘り起こすための努力を惜しまないが、このようなサービスを創出する場合には規制の壁にぶつかることが多いといえよう。従って新たに信託を活用したサービスを提供するうえにおいても規制緩和の果たす役割は極めて大きいといえる。

第4章 信託制度発展に向けての課題

第4章 信託制度発展に向けての課題

(1) 信託制度に対する理解の推進

現在の社会において、信託制度が広範に用いられていると言ったとしても、通常人の感覚からは現実味に乏しいというのが正直なところであろう。信託制度の概要として見るとおり、一般的にはこれまでの信託制度は、金融商品として活用されてきたのが実情であり、いわば預貯金の長期のものと認識され、または、区別さえされていないというのがその理由であろう。運用面においても、基幹産業への資金供給が時代の背景にあったことからしても社会的な認知度は低くても止むを得ない面もあろうかと思われる。

しかしながら、日本全体の資産蓄積が急速に進み、日本人一人ひとりが生活について先進国の生活水準とのギャップを感じつつも、次第に豊かな状態へと向かうことが確実であることを考える時、やはり個人や地域社会・企業に対して目的に応じた信託の活用度を高めていくことや、そのための環境を整備していくことが信託制度に社会的価値を与えることになると考える。

また、例えば、募金型公益信託などの活動内容を具体的にPRすることが必要である。篤志家を発掘するとともに公益に対する意識を高揚させ、小口資金でも公益のために役立つことを世の中に広く理解されるようにすることが肝要であろう。

そうした具体的な活動によって、信託制度の理解が深まることとなり信託制度の発展に貢献するものと考えられる。

(2) 活用分野の開拓・深耕

前章で見たように、信託を活用しうる分野は相当に広いと言えよう。本委員会では、具体的な研究を行うことはできなかったが、イギリスにおけるパブリック・トラストの中にはいわば公益信託と土地信託を組みあわせたような手法もあるといわれており、生活の豊かさの時代へと向かう日本において、文化的価値のある建造物などを保存する際の一つの手法として考えることも可能ではなかろうか。

さらに、円高による国際競争力の変化などを背景にして、国際的に産業活動における柔軟な対応が求められる状況にあるといえるが、資金と技術とのマッチングを行わせるための信託など、信託制度についても、一層の国際利用が進展されるべきである。また、農業生産の効率化に伴う農地利用形態としての信託など現在の産業テーマに沿った信託の活用が考えられよう。

以上の例は前章で述べたものの一部に過ぎないが、これらを含めた活用分野の開拓・深

耕が信託制度の発展に大きく貢献することとなろう。

なお、これに関連して、特定の信託目的とそれに関する記載のある現行法令等は次の通りであるが、実際の活用の程度はまちまちである。

—— 特定の信託目的と法令等の一覧 ——

(順不同・除く信託法、信託業法)

信託目的など	関係法令等
1. 貸付信託	貸付信託法
2. 証券投資信託	証券投資信託法、同施行規則
3. 担保附社債信託	担保附社債信託法、同施行規則
4. 年金信託	厚生年金保険法、厚生年金基金令、同規則
5. 財産形成信託	勤労者財産形成促進法、同施行令、同施行規則
6. 農地の信託	農業基本法、農地法、農業協同組合法、 農業協同組合の信託規程の記載事項を定める省令
7. 森林経営の信託	森林組合法
8. 生命保険金の信託	保険業法
9. 著作権の信託	著作権法施行規則
10. 特許権の信託	特許登録令、同施行規則
11. 意匠権の信託	意匠登録令、同施行規則
12. 実用新案権の信託	実用新案登録令、同施行規則
13. 商標権の信託	商標登録令、同施行規則
14. 鉱業権の信託	鉱業登録令、同施行規則
15. 漁業権の信託	漁業登録令、同施行規則

＊

信託分野の開拓・深耕においても忘れてならないのは、受益者保護と受託能力の適格性の視点であろう。

信託行為は、委託者（通常当初受益者）が受託者に最大の信頼を寄せて行う行為であり、その効果は実績に従って受益者に及ぶものであることから、受託者が善良なる管理者としての行為を正確に行わなければ何の意味も持たないといえる。従って、活用分野を開拓・深耕する場合においても、受益者保護を保持するための受託能力の適格性の視点は軽視されることがあってはならない。

(3) 受益権の流通化

信託機能の最重要の一つは、既に述べたとおり、「所有」と「利用」の分離である。こ

れによって、財産をいわば資産価値と利用価値に切り離し、両方の目的に対して満足させようというものである。

即ち、受益権を持つことで、資産価値を享受し、配当と受益権価格の変動によるキャピタルゲイン（キャピタルロス）を得ることが可能となる。また、利用価値は、当該資産自体の有効活用によって利用が可能となり、利用料を支払うというものである。特に、土地問題が我が国の最も大きな課題の一つであることを考える時、例えば国民の資産である旧国鉄の跡地利用などにおいては、この信託機能の特性を最大限に発揮させるべきである。

その実現にあたっては、受益権の流通化が重要といえるが、受益権の小口化に係る税務処理上の問題が緩和されれば大きく前進することとなる。

(4) 公的支援の拡大

a) 信託活用のための研究促進

公益信託や土地信託が典型例であるが、官公庁の担当者が、公共目的の実現を図るために相当に信託を研究した。結果として両信託とも最近において特に活用の場が広がったといえるが、このような官公庁における公共目的の実現のための信託の研究は、信託の公共性の理にかなうところであると共に、公的支援を得ていく上での基礎となるといえよう。

b) 規制緩和

信託の活用を含めた民間活動拡大のための規制緩和は、さらに一層進められるべきである。

また、例えば、募金活動などのように行政あるいは官公庁の外部団体により行われている業務が、募金型公益信託など時代の要請に応じて新たに生まれる信託を制約する場合もあるといわれており、民間活動の育成を阻害しないように双方の機能を目的に沿って調和させる努力が必要である。

なお、無体財産権の信託を専門的に行っていくにあたっては、今後信託業法に対象となる信託財産として列挙される必要がある。

c) 租税措置

信託機能の最重要なものの一つは、「所有」と「利用」の分離であり、これを促進するにあたっては、受益権の流通化とそのための小口化が必要である。

しかし、現行の税務処理に関し、例えば、土地信託における取扱通達では受益者は委託者しか想定しておらず、相続など限られた場合を除き受益権が分割されることを考慮外としており、これは結果として、実態上受益権の小口化や流通化に対する規制として作用し

ている。(参考4-4-1)

今後、小口化、流通化の促進にあたって、税務上の取扱いが実質的な制約要因とならないような適切な措置が望まれる。

＊

公益信託の場合は特定公益信託として信託目的をはじめ一定の厳格な要件を満たされなければ寄付としての認定が受けられないことになっており、また信託する財産が金銭以外では認められていないなど硬直的な傾向が強い。今後、相続における公益信託の利用ニーズの拡大が期待されるが、相続税上その拠出分が非課税財産となっていないことは被相続人の意向を達成しにくいものになっていると考えられる。特定公益信託認定の要件緩和とともに、相続税上の非課税措置がなされるべきであろう。

参 考 资 料

(1-1-1) 信託のしくみ

- 信託の目的 信託の目的は、委託者が自由に決めることができるが、法律に反することや公序良俗に反することなどを信託の目的とすることはできない。
- 信託財産 信託することができる財産の種類については信託法に制限がなく、金銭、株券などの有価証券、車両や機械などの動産、土地や建物などの不動産、そのほか特許権や著作権など、財産価値のあるものであればよいとされている。

信託財産は、受託者個人の財産や、その受託者が別に受託している信託財産とは別個のものとして、あたかもほかのもうひとりの人に属する財産であるかのように、法律上取り扱われる（このような信託財産の性質を信託財産の独立性という）。

したがって、たとえば、受託者個人に対する債権者は、信託財産に対して強制執行や競売ができないことなどが、信託法に定められている。

このように信託財産が法律上の保護を受けるためには、それが信託財産であって受託者の固有財産ではないことをほかの人に知らせる方法—公示方法—が定められているものがある。たとえば、登記や登録の制度のある不動産、船舶などの場合がこれにあたり、これにより信託の財産は法的保護をうける。

- 委託者 信託法では、委託者に次のような権利を認めている。
 - 受託者が信託財産を管理するにあたって、その方法が妥当でなかったために信託財産に損害を与えた場合や、信託の本旨に反して受託者が信託財産を処分した場合には、受託者に対して、その損害をうめあわせ、または、信託財産を元の状態に戻すように請求することができる。
 - 信託を設定するときに予想できなかった特別の事情のために、信託の運用方法が受益者の利益にそぐわなくなった場合には、その方法の変更を裁判所に請求することができる。
 - 信託財産に対して不法な強制執行や競売が行われた場合には、異議を申し立てることができる。

委託者には、このほかにもいろいろな権利が認められている。

- 受託者 未成年者、準禁治産者、禁治産者および破産者は、民法上の代理の制度では代理人になることができるが、信託の制度においては受託者となることはできない。信託は、とくに信頼関係を前提としているところから、信託法によって、受託者となることのできる能力に制限を設けている。

信託の引受けを営業として行う場合には、受託者は、信託業法による免許を受けるか、銀行法による銀行の免許を得たうえで普通銀行の信託業務の兼営等に関する法律による認可を受けなければならない。

受託者は、受益者のために信託財産を管理・処分する義務を負っている。その義務の具体的な内容は委託者によって決められるが、信託法ではいくつかの定型化した義務を定めている。その主なものは、次のとおりである

- 受託者は、信託の本旨に従って、善良な管理者の注意をもって信託の事務を処理しなければならない。
- 受託者は、信託財産を固有財産として取得してはならず、また、信託財産について権利を取得してはならない。
- 受託者は、信託財産を自分の固有財産やそのほかの信託財産と分けて管理しなければならない。ただ、信託財産が金銭の場合には、計算上でそれぞれの信託財産の金銭の額が明らかになっていればよいとされている。

なお、受託者の地位は相続されない。しかし、受託者が欠けてもそれだけで信託が終わるわけではなく、新しい受託者が選ばれることによって信託は続けられる。

- **受益者** 受益者にはだれでもでき、委託者自らもなることができる。また、受益者は、はじめからどこのだれと決まっていなくてもよく、まだ存在していなくてもかまわない。この場合には、信託管理人が置かれることがある。

信託の内容が決まると、受益者は、利益を受ける権利（これを受益権という）、または、将来利益を受けることになるという期待をもつことになるから、信託を設定したあとは、原則として委託者は受益者を変更することはできない。

信託法では、受益者の利益を保護するために、受益者にいろいろな権利を認めている。

受益者は、委託者に認められた権利をもつほか、受託者が信託の本旨に反して信託財産を処分した場合に、一定の条件のもとで、その処分の相手方やその相手からさらに譲り受けた人に対して、その処分を取り消し、信託財産を元に戻すように請求することができる。

- 信託管理人は、受益者がどこのだれというように特定されていない場合に、受益者に代わって受託者の行い職務を監督する人をいい、信託契約や遺言により指定されるか、または裁判所により選任される。

- 受益権の内容は、信託財産の管理・運用から生ずる収益を受け取る権利と信託財産のうち元本の部分を受け取る権利とを主としているが、さらにそのほかに、これらの権利を確保するためにいろいろな手続きをとる権利をも含む。具体的な内容は、委託者と受託者との間の契約や委託者の遺言によって決められる。

(1-2-1) ラジオ放送「信託の話」

「われわれが肉体の病気を治すには医術があり、精神上的の煩もんを救うには宗教がありますが、さらに法律と関連して複雑化した経済問題を処理するに当たって、われわれの顧問ともなり、良友ともなるべきものが、すなわちこの信託制度なのであります。」

愛宕山東京放送局から放送された米山梅吉信託協会会長講演（大正15年）

(1-2-2) 高等小学校読本「銀行及び信託」

「銀行と相俟ちて近時我が国の経済界に重要な地位を占むるに至れるものは、信託業なり。信託とは、財産を他人に委託し、受託者を其の財産の権利者たらしむるものにして、受託者は委託者の希望に従ひ、最善を尽くして其の委託せられたる財産の管理・運用・利殖に力むるものとす。」

高等小学校第3学年用読本（昭和3年）

(1-3-1) 信託制度の現況

- 年金信託 急速に高齢化社会へ移行するわが国において、公的年金制度を補完するため創設された企業年金制度は老後の生活保障の大きな柱になるものとして、ますます期待されている。

企業年金制度は、昭和37年適格退職年金制度、昭和41年厚生年金基金制度の発足以来、約20年で上場企業の80%以上が採用し、勤労者の2人に1人が加入するまでにいたっている。

信託業界では、年金信託業務として、数理計算をはじめ給付事務、資産運用など多様な業務を総合的に引受け、年金資金の運用については、加入者・受給者の利益を第一義的に考え、資産の安全性を確保しながら、より高い収益性を目指して投資対象の多様化、分散化に努めている。

年金信託の推移

年末	58	59	60	61	62
残高(億円)					
厚生年金基金	59,672	70,106	81,633	95,193	110,666
適格年金	25,363	29,161	33,167	37,692	42,306
合計	86,345	101,260	117,843	138,618	159,009
件数					
厚生年金基金	941	952	963	985	1,021
適格年金	6,706	6,898	7,109	7,268	7,434
合計	7,647	7,850	8,072	8,253	8,455

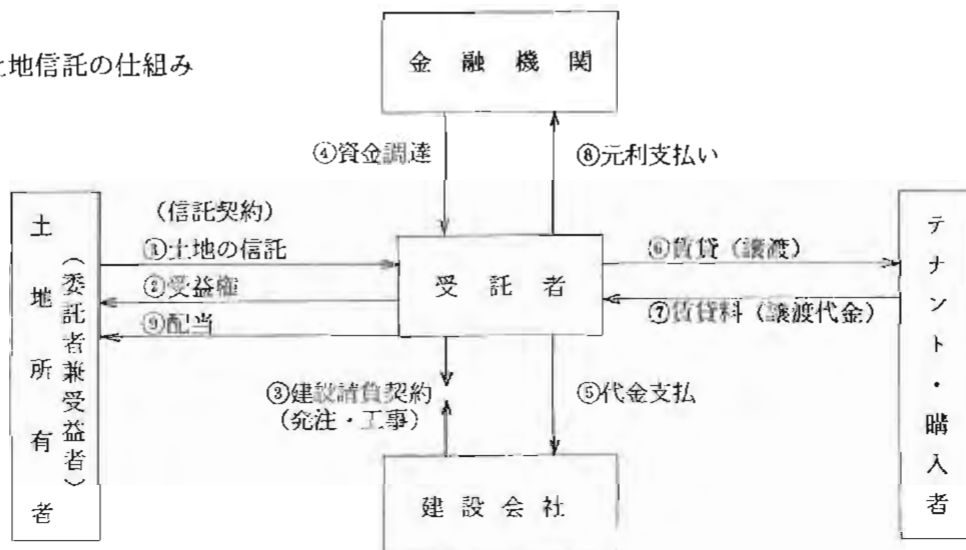
出所 (社) 信託協会 日本の信託 昭和63年版

・土地信託 土地の有効活用が求められる中で新たな開発手法として、土地信託が各方面から注目を集めている。

土地信託は、土地所有者が受託者の知識・経験や信用力を活用することにより、土地を手放すことなく、有効利用のための開発ができ、その利益を信託配当の形で受け取ることができるのが特色である。

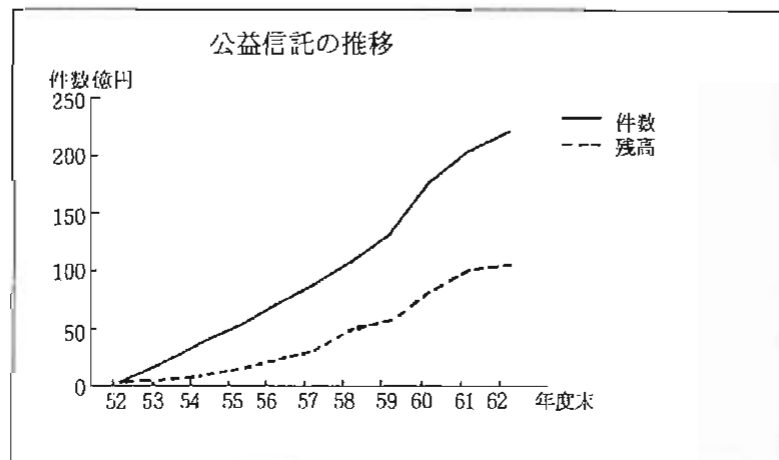
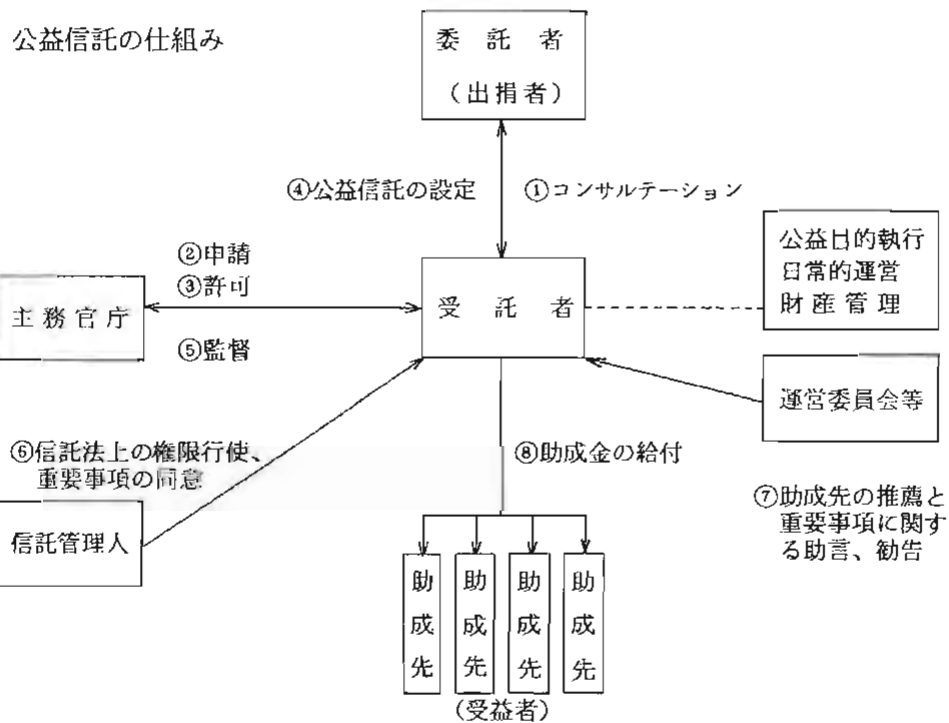
信託業界は、専門的な財務管理機能を駆使してこの業務に積極的に取り組んでおり、契約件数は4年余りで飛躍的な伸びを示している。土地信託は住宅供給、都市再開発事業など公共的事業分野における民間活力の導入の促進といった観点から、一昨年関係法令の改正により、国・公有地にも土地信託活用の途が開かれた。法改正後、国・地方自治体において土地信託についての理解が着実に浸透してきており、既に土地信託の導入の決定を見ている。今後、土地信託は内需の拡大・公共事業の推進を図るうえでも有効な手段として期待がますます高まっている。

土地信託の仕組み



• 公益信託 公益信託は昭和52年5月に第1号が誕生して以来、昨年10周年を迎えた。公益信託は国民各層に広がりつつあるボランティアの精神をくみあげ、これを具体化する制度として近年とみに注目を集めている。

発足以来15億円あまりにのぼる給付がなされており、信託目的も、奨学金・学術研究助成といったものから障害者への助成、あるいは芸術・文化振興などと、多彩な広がりを見せている。また、最近では文化的な都市環境づくりを行うための「まちづくり公益信託」、海外への医療、食糧の援助や技術交流を図るものなど国際協力を目的とする公益信託が相次いで発足している。なお、昭和62年度税制改正により一定の要件を満たす公益信託への拠出金について、委託者（出捐者）に税制上の優遇措置が認められ、一層の普及・発展が期待されている。



出所 (社) 信託協公 日本の信託 昭和63年版

公益信託の状況

62年末現在

信託目的	件数	財産額(百万)
奨学金給付	66	3,010
学術研究助成	16	736
医学研究・医学教育振興	26	1,829
障害者教育振興	14	330
学校教育活動振興	10	229
社会教育振興	22	429
社会福祉	1	100
芸術振興	6	112
文化振興	7	187
都市・自然環境の整備・保全	11	1,742
国際協力・国際交流促進	35	1,697
その他	7	133
合計	221	10,534

出所 (社)信託協会 日本の信託 昭和63年版

- 特定贈与信託 重度の心身障害者の生活費や療養費に充当するため、その親族や篤志家などの個人が、当該障害者を受益者として財産を信託するものである。

一定要件のもとに3千万円までは贈与税が非課税となっている。信託銀行は信託財産を適切に管理・運用し、受益者の必要に応じて交付するので、受益者の将来にわたる生活の安定を図ることに役立っている。

昭和62年末現在の受益者数は434人、受託残高は82億円となっている。

- その他の信託 その他の信託としては、金銭信託以外の金銭の信託(金外信託)、金銭債権の信託、有価証券の信託、動産の信託、不動産の信託等がある。

金外信託では有価証券運用を目的とした信託(ファンド・トラストなど)、従業員持株信託、金信託などがあり、金銭債権の信託では住宅ローン債権信託など、さらには遺言信託、遺言の執行などもあり、個々人のニーズに合わせた信託ならではの多様な業務を行っている。

その他の信託財産額

億円

年末	58	59	60	61	62
金銭信託以外の金銭の信託	7,957	15,514	35,848	94,457	144,532
金銭債権の信託	5,230	4,622	3,524	1,546	637
有価証券の信託	13,560	11,872	14,056	33,953	45,263
動産の信託	2,647	2,486	2,541	2,661	2,718
不動産の信託	2,747	3,174	3,832	4,210	4,745

出所 (社)信託協会 日本の信託 昭和63年版

世界経済の展望に関する試算

各国、地域のGNP

	1980年 GNP		1980~	1986年 GNP		1986~	1993年 GNP		1993~	2000年 GNP	
	金額	世界GNP 構成比	1986年 成長率	金額	世界GNP 構成比	1993年 成長率	金額	世界GNP 構成比	2000年 成長率	金額	世界GNP 構成比
アメリカ	億ドル 27,320	% 23.0	% 2.4	億ドル 42,085	% 25.2	% 2.5	億ドル 50,000	% 23.8	% 3.0	億ドル 61,500	% 23.2
日本	10,589	8.9	3.7	19,628	11.8	4.0	28,200	13.4	4.0	37,100	14.0
EC	27,811	23.4	1.4	30,930	18.6	2.0	39,400	18.7	2.5	46,800	17.7
アジアNICs	1,397	1.2	7.2	2,152	1.3	6.5	3,400	1.6	7.0	5,400	2.1
ASEAN	1,559	1.3	3.1	1,765	1.1	5.5	2,300	1.1	7.0	3,700	1.4
中国	1,334	1.1	9.0	3,935	2.4	7.0	6,300	3.0	7.0	10,100	3.8
ソ連	14,286	12.0	2.4	22,059	13.2	2.5	26,200	12.5	2.5	31,200	11.8
その他	34,581	29.1	1.9	44,149	26.5	3.0	54,300	25.8	3.5	69,100	26.1
世界計	118,917	100	2.3	166,703	100	2.9	210,100	100	3.4	264,900	100

各国、地域の1人当たりGNP

	1980年1人当たりGNP		1980~	1986年1人当たりGNP		1986~	1993年1人当たりGNP		1993~	2000年1人当たりGNP	
	金額	対世界平均比	1986年 伸び率	金額	対世界平均比	1993年 伸び率	金額	対世界平均比	2000年 伸び率	金額	対世界平均比
アメリカ	ドル 12,000	4.5	% 1.4	ドル 17,400	5.1	% 1.5	ドル 19,300	5.1	% 2.0	ドル 22,200	5.1
日本	9,100	3.4	3.0	16,100	4.8	3.5	22,400	5.9	3.5	28,500	6.6
EC	10,300	3.9	1.2	11,400	3.4	1.9	14,400	3.8	2.4	17,000	3.9
アジアNICs	2,200	0.8	5.7	3,100	0.9	5.0	4,400	1.2	6.0	6,600	1.5
ASEAN	620	0.2	1.2	610	0.2	3.5	690	0.2	5.3	1,000	0.2
中国	130	0.1	7.8	370	0.1	6.0	550	0.1	6.0	830	0.2
ソ連	5,400	2.0	1.4	7,800	2.3	1.5	8,700	2.3	1.5	9,700	2.2
その他	1,540	0.6	△0.4	1,720	0.5	1.0	1,840	0.5	1.5	2,040	0.5
世界平均	2,670	1	0.6	3,390	1	1.3	3,820	1	1.6	4,320	1

(備考) 1. IMF, I.F.S., UN, *World Population Prospect*により, 経済企画庁総合計画局において推計。 2. 1980年, 1986年は名目(共産圏を除いて年中平均レートでドル換算, 共産圏は購買力によるドル換算), 1993年, 2000年は実質(1986年価格, 為替レートは87年当初における対ドル・レート, したがって, 1986年のGNPをその後の成長率で伸ばしても, 1993年及び2000年のGNPとは一致しない)。 3. 成長率, 伸び率は実質。 4. ECはEC9カ国(西ドイツ, フランス, イギリス, イタリア, オランダ, ベルギー, デンマーク, アイルランド, ギリシア)。 5. ここではアジアNICsは韓国, 台湾, 香港, シンガポールの4つの国, 地域。 6. ここではASEANはマレーシア, タイ, インドネシア, フィリピン(シンガポール, ブルネイは除く)。 7. なお, 非貿易財をも含めたOECDの購買力平価(223円/ドル)で評価すると, 1986年の日本の1人当たりGNPは12,000ドルで, アメリカの7割程度, 2000年においてもアメリカの9割程度にとどまる。

(2-2-2)

海外旅行者数は、昭和55年390万人、昭和60年494万人、昭和61年551万人と増加、昭和62年の海外渡航者は680万人とはねあがり前年比23%増、63年は800万人近くになると予想され、前年比17%増ということになる。

渡航目的，渡航先別出国日本人数

年次	総数	渡航目的					
		外交・公用	短期商用 業	海外支店 等へ勤務， 赴任	学術研究， 留学等	観光	その他 ¹⁾
昭和55年	3,909,333	22,189	483,262	36,789	23,149	3,269,325	74,619
59	4,658,833	26,045	630,918	51,986	35,251	3,816,211	98,422
60	4,948,366	27,828	696,962	57,236	41,123	4,024,051	101,166
61	5,516,193	28,832	756,019	58,951	55,869	4,506,186	110,336

年次	主要渡航先						
	中国 ²⁾	香港	韓国	フランス	ドイツ連邦 共和国	イギリス	アメリカ 合衆国
昭和55年	71,473	359,692	428,008	145,339	47,607	86,811	1,331,562
59	227,559	338,660	438,461	153,381	68,697	106,245	1,590,149
60	287,546	330,936	480,583	158,778	79,762	118,885	1,678,483
61	334,301	361,293	591,780	170,314	86,785	132,392	1,846,249

「出入国管理統計調査」による。 1) 役員提供、永住、同行同居、不詳の計。 2) 台湾、香港を除く。

資料 法務大臣官房司法法制調査部調査統計課「出入国管理統計年報」

(2-3-1)

各次調査における結婚持続期間15～19年の妻の平均出生児数

調査年次	平均出生児数
第1次 (昭和15年)	4.27
第2次 (昭和27年)	3.50
第3次 (昭和32年)	3.60
第4次 (昭和37年)	2.83
第5次 (昭和42年)	2.65
第6次 (昭和47年)	2.20
第7次 (昭和52年)	2.19
第8次 (昭和57年)	2.23
第9次 (昭和59年)	2.17

出所 昭和62年度「第9次出生力調査」 厚生省人口問題研究所

(2-3-2)

労働力人口・労働力率の展望

(単位:万人,%)

	労働力人口						増加率(年率)			労働力率						
	1985年 実績	1993年 推計値	2000年 推計値	1985~ 1993	1993~ 2000	1985~ 2000	1985~ 1993	1993~ 2000	1985~ 2000	1985年 実績	1993年 推計値	2000年 推計値	1985~ 1993	1993~ 2000	1985~ 2000	
男女計	5,963	6,337	6,506	374	169	543	0.8	0.4	0.6	63.0	61.3	60.7	△1.7	△0.6	△2.3	
年齢計	3,596	3,812	3,898	216	86	302	0.7	0.3	0.5	78.2	75.6	74.6	△2.6	△1.0	△3.6	
男	15~24	372	424	342	52	△82	△30	1.6	△3.0	△0.6	42.5	43.4	42.0	0.9	△1.4	△0.5
	25~39	1,343	1,193	1,327	△150	134	△16	△1.5	1.5	△0.1	96.9	96.8	96.7	△0.1	△0.1	△0.2
	40~54	1,216	1,370	1,308	154	△62	92	1.5	△0.7	0.5	96.5	96.5	96.5	0.0	0.0	0.0
	55~59	307	350	383	43	33	76	1.7	1.3	1.5	90.3	90.3	90.3	0.0	0.0	0.0
	60~64	171	241	244	70	3	73	4.4	0.2	2.4	72.5	69.6	66.7	△2.9	△2.9	△5.8
	65~	187	235	294	48	59	107	2.9	3.3	3.1	37.0	34.6	32.7	△2.4	△1.9	△4.3
年齢計	2,367	2,525	2,609	158	84	242	0.8	0.5	0.7	48.7	47.6	47.5	△1.1	△0.1	△1.2	
女	15~24	361	399	307	38	△72	△34	1.3	△2.8	△0.7	43.2	43.1	42.4	△0.1	△0.7	△0.8
	25~39	755	676	785	△79	109	30	△1.4	2.2	0.3	55.2	56.2	59.5	1.0	3.3	4.3
	40~54	840	948	921	108	△27	81	1.5	△0.4	0.0	65.9	66.5	68.2	0.6	1.7	2.3
	55~59	182	207	229	25	22	47	1.6	1.5	1.5	51.0	51.5	51.9	0.5	0.4	0.9
	60~64	116	144	154	28	10	38	2.7	1.0	1.9	38.5	38.8	39.3	0.3	0.5	0.8
	65~	113	150	192	37	42	79	3.6	3.6	3.6	15.6	15.4	15.8	△0.2	0.4	0.2

- (備考) 1. 総務庁「労働力調査」をもとに経済企画庁総合計画局において推計。
 2. 労働力率は、別途推計した男女・年齢階層別労働力率関数より求めた。
 3. 労働力人口は、15歳以上人口(厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1986年12月)を労働力調査ベースに修正したもの)に労働力率を乗じて求めた。

(2-3-3)

産業別就業構造の展望

①

(単位：万人，%)

	実 数					構 成 比				
	1970	1980	1985	1993	2000	1970	1980	1985	1993	2000
第 1 次 産 業	886	577	509	439	345	17.4	10.4	8.8	7.2	5.5
第 2 次 産 業	1,791	1,925	1,992	1,970	1,954	35.1	34.8	34.3	32.1	30.9
鉱 工 業	1,397	1,377	1,462	1,400	1,340	27.4	24.9	25.2	22.8	21.2
化 学 等	190	175	171	165	135	3.7	3.2	2.9	2.7	2.1
1 次 金 属	82	67	62	46	31	1.6	1.2	1.1	0.8	0.5
機 械	523	538	619	611	647	10.3	9.7	10.7	10.0	10.3
そ の 他	602	597	610	578	527	11.8	10.8	10.5	9.4	8.4
建 設	394	548	530	570	614	7.7	9.9	9.1	9.3	9.7
第 3 次 産 業	2,417	3,034	3,306	3,725	4,012	47.5	54.8	56.9	60.7	63.6
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	29	30	33	35	34	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産	132	191	217	226	260	2.6	3.5	3.7	3.7	4.1
運 輸 ・ 通 信	324	350	343	354	329	6.4	6.3	5.9	5.8	5.2
商 業	853	1,026	1,078	1,041	1,079	16.7	18.5	18.6	17.0	17.1
サ ー ビ ス	1,079	1,437	1,635	2,069	2,310	21.2	26.0	28.1	33.7	36.6
合 計	5,094	5,536	5,807	6,134	6,311	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

②

(単位：万人，%)

	実 数					構 成 比				
	1970	1980	1985	1993	2000	1970	1980	1985	1993	2000
物 財 生 産 部 門	2,677	2,502	2,501	2,409	2,299	52.5	45.2	43.1	39.3	36.4
農 林 水 産 ・ 鉱 業	906	588	518	444	350	17.8	10.6	8.9	7.2	5.5
製 造 業	1,377	1,366	1,453	1,395	1,335	27.0	24.7	25.0	22.7	21.2
素 材	397	339	320	286	228	7.8	6.1	5.5	4.7	3.6
加 工 組 立	523	538	619	611	647	10.3	9.7	10.7	10.0	10.3
そ の 他	457	489	514	498	460	9.0	8.8	8.9	8.1	7.3
建 設	394	548	530	570	614	7.7	9.9	9.1	9.3	9.7
ネ ッ ト ワ ー ク 部 門	1,338	1,597	1,671	1,656	1,702	26.3	28.8	28.8	27.0	27.0
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道	29	30	33	35	34	0.6	0.5	0.6	0.6	0.5
運 輸 ・ 通 信	324	350	343	354	329	6.4	6.3	5.9	5.8	5.2
商 業	853	1,026	1,078	1,041	1,079	16.7	18.5	18.6	17.0	17.1
金 融 ・ 保 険 ・ 不 動 産	132	191	217	226	260	2.6	3.5	3.7	3.7	4.1
知 識 ・ サ ー ビ ス 生 産 部 門	1,079	1,437	1,635	2,069	2,310	21.2	26.0	28.1	33.7	36.6
マ ネ ー ジ メ ン ト ・ サ ー ビ ス		294	366	538	663		5.3	6.3	8.8	10.5
医 療 ・ 健 康 サ ー ビ ス		180	211	284	319		3.3	3.6	4.6	5.1
教 育 サ ー ビ ス		184	198	228	232		3.3	3.4	3.7	3.7
レ ジ ャ ー 関 連 サ ー ビ ス		332	381	485	541		6.0	6.6	7.9	8.6
家 事 代 替 サ ー ビ ス		163	180	216	227		2.9	3.1	3.5	3.6
公 務 ・ そ の 他		284	299	318	328		5.1	5.1	5.2	5.2
合 計	5,094	5,536	5,807	6,134	6,311	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(備考) 1. 経済企画庁「国民経済計算」、総務庁「労働力調査」をもとに経済企画庁総合計画局において推計。
 2. 産業分類については、産業構造の展望を参照。

		(ケース1) 現行公的年金制度のまま推移する場合				(ケース2) 支給開始年齢を将来65歳まで徐々に引き上げる場合			
		1985年	1993年	2000年	2010年	1985年	1993年	2000年	2010年
対国民所得比	生計費	9.6	16.8	19.9	24.8	9.6	16.8	19.9	24.8
	公的年金給付	6.4	9.5	11.8	15.3	6.4	9.5	11.5	13.3
	稼得収入	3.7	4.6	5.0	6.3	3.7	4.6	5.4	8.2
	企業年金・個人年金等 (1984年)	0.1	2.7	3.1	3.2	0.1	2.7	3.0	3.3
	(公的年金負担)	(6.0)	(7 $\frac{1}{2}$)	(8 $\frac{1}{2}$)	(11)	(6.0)	(7 $\frac{1}{2}$)	(8 $\frac{1}{2}$)	(9 $\frac{1}{2}$)
生計費に占める割合	生計費	100	100	100	100	100	100	100	100
	公的年金給付	67	57	59	62	67	57	58	54
	稼得収入	39	27	25	25	39	27	27	33
	企業年金・個人年金等	-	16	16	13	-	16	15	13

- (備考) 1. 厚生省「財政再計算」(1984年), 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1986年12月), 第5-1表の労働力率等により, 経済企画庁総合計画局において推計。
2. 生計費については, 1984年の数値は高齢者の現実の消費支出, 将来の数値はニーズの試算値である。
3. 公的年金については, 厚生省「財政再計算」(1984年)等に基づき, 高齢化の程度が「日本の将来推計人口」で前回人口推計より高くなる割合に応じて障害年金や遺族年金を含めた給付費が増加するものとして推計した。給付費のうち, 60~64歳分としては, 厚生年金保険の支給開始年齢を引き上げた場合の影響額を参考として算出した。
4. 稼得収入については, 第5-1表の労働力率等により高齢就業人口を推計し, これに高齢者の1人当たり収入を乗じて推計した。
5. 企業年金, 個人年金等に対応すべき部分については, 生計費から公的年金, 稼得収入を控除した差額とした。
6. ケース2については, 支給開始年齢が1998年から2010年まで徐々に引き上げられるものと仮定した。
7. 企業年金, 個人年金等については, 1984年は厚生年金基金と税制適格年金の年金給付である。
8. 公的年金負担は1/2単位で表示されている。

(2-3-5)

医療ニーズの将来試算

	(ケース1) 現行の受療率のまま推移する場合				(ケース2) 入院患者数が1割減少する場合			
	1984年	1993年	2000年	2010年	1984年	1993年	2000年	2010年
患者総数(万人)	770 (212)	974 (299)	1,070 (381)	1,162 (484)	770 (212)	966 (295)	1,052 (373)	1,142 (473)
入院	134 (52)	161 (69)	182 (87)	203 (111)	134 (52)	153 (65)	164 (79)	182 (100)
外来	525 (149)	676 (215)	746 (275)	815 (349)	525 (149)	676 (215)	746 (275)	815 (349)
歯科	110 (12)	137 (15)	142 (19)	145 (24)	110 (12)	137 (15)	142 (19)	145 (24)
国民医療費の 対国民所得費(%)	6.3 (6.3)	6.8 (7.4)	7.3 (8.5)	7.7 (9.8)	6.3 (6.3)	6.7 (7.2)	7.0 (8.1)	7.3 (9.3)
入院	2.7 (2.7)	3.1 (3.3)	3.5 (4.0)	3.9 (4.9)	2.7 (2.7)	2.9 (3.1)	3.1 (3.6)	3.5 (4.4)
外来	2.8 (2.8)	2.9 (3.1)	3.0 (3.4)	2.9 (3.6)	2.8 (2.8)	2.9 (3.1)	3.0 (3.4)	2.9 (3.6)
歯科	0.7 (0.7)	0.7 (0.8)	0.8 (0.9)	0.8 (1.0)	0.7 (0.7)	0.7 (0.8)	0.8 (0.9)	0.8 (1.0)
薬局調剤	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1 (0.2)	0.2 (0.2)	0.1 (0.1)	0.1 (0.1)	0.1 (0.2)	0.1 (0.2)

- (備考) 1. 厚生省「患者調査」, 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1986年12月)により, 経済企画庁総合計画局において推計。
 2. 患者数の()内は65歳以上の人数である。
 3. ケース2では, 入院患者数の減少率が, 1984年から2000年にかけて徐々に1割まで上昇するものとした。
 4. 国民医療費は, 将来の患者数に患者1人当たり医療費を乗じて算出した。患者1人当たり医療費は最近の年平均伸び率(入院5.5%, 外来5.2%, 歯科6.3%)で増加すると仮定した。
 5. 国民医療費の対国民所得比は, 国民所得が年6.0%で増加すると仮定して算出した。ただし, ()内は, 国民所得が年5.0%で増加すると仮定した場合である。

(2-3-6)

ねたきり老人の治療・介護ニーズの将来試算

	(ケース1) ねたきり老人の入院, 特別養護老人ホーム・中間施設, 在宅介護の構成比が変わらない場合				(ケース2) 長期入院ねたきり老人の7割のニーズが特別養護老人ホーム・中間施設と在宅介護に切り替わることとした場合			
	1985年	1993年	2000年	2010年	1985年	1993年	2000年	2010年
ねたきり老人総数	千人 627	841	1,073	1,363	627	841	1,073	1,363
(構成比)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
入院	千人 176	235	301	382	176	192	195	248
(構成比)	(28.0)	(28.0)	(28.0)	(28.0)	(28.0)	(22.8)	(18.2)	(18.2)
特別養護老人ホーム・中間施設	千人 112	150	191	243	112	172	244	310
(構成比)	(17.8)	(17.8)	(17.8)	(17.8)	(17.8)	(20.4)	(22.7)	(22.7)
在宅介護	千人 340	456	582	739	340	478	634	806
(構成比)	54.2	(54.2)	(54.2)	(54.2)	(54.2)	(56.8)	(59.1)	(59.1)
治療・介護費用	百億円 100	132	165	208	100	122	143	179
(対国民所得比)	(0.39)	(0.52)	(0.65)	(0.82)	(0.39)	(0.48)	(0.56)	(0.70)

- (備考) 1. 厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1986年12月), 「厚生行政基礎調査」, 「社会福祉施設調査」により, 経済企画庁総合計画局において推計。
 2. ねたきり老人総数については, 65歳以上のねたきり老人出現率を一定として推計した。
 3. 入院, 特別養護老人ホーム・中間施設, 在宅介護の構成比は, 「厚生行政基礎調査」, 「社会福祉施設調査」により算出した。ケース2では, この構成比が1985年から2000年にかけて徐々に変化するものとした。
 4. ねたきり老人1人当たり費用は「望ましい医療体制の実現をめざして」(1986年6月)に基づいて算出し, 1984年で入院319.7万円, 特別養護老人ホーム・中間施設212.2万円, 在宅介護43.1万円と試算した。なお, 中間施設の費用は特別養護老人ホームと同じと仮定した。また, 在宅介護の場合の機会費用は考慮していない。
 5. 治療・介護費用は1985年賃金, 価格ベースで示してある。

(2-3-7)

社会保障移転と社会保障負担の対国民所得比の将来試算

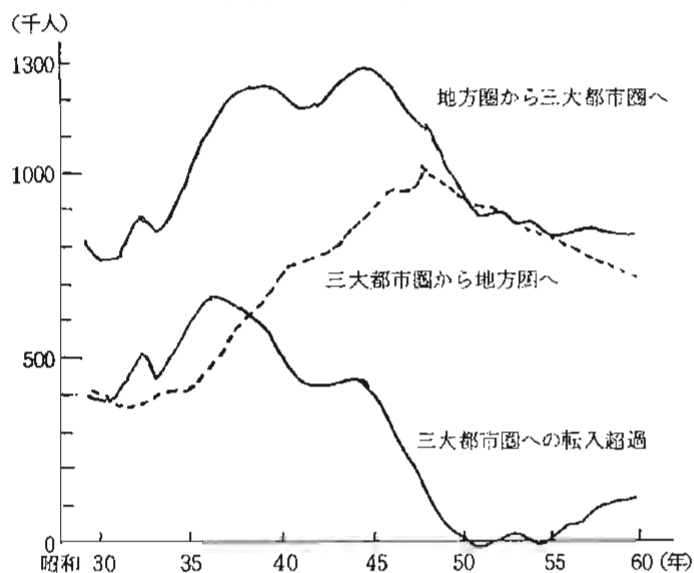
(%)

	ケース 1				ケース 2			
	1985年	1993年	2000年	2010年	1985年	1993年	2000年	2010年
社会保障移転	14.0 (14.0)	17.1/2 (18)	20 1/2 (21 1/2)	24 (26)	14.0 (14.0)	17 1/2 (18)	20 (20 1/2)	22 (23 1/2)
社会保障負担	10.6 (10.6)	12 (12 1/2)	14 (14 1/2)	16 1/2 (17 1/2)	10.6 (10.6)	12 (12 1/2)	13 1/2 (14)	15 (16)

- (備考) 1. 厚生省「財政再計算」(1984年)、厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」(1986年12月)、第5-1表の労働力率等により、経済企画庁総合計画局において推計。
 2. 国民所得が年6.0%で増加すると仮定している。ただし、()内は、国民所得が年5.0%で増加すると仮定した場合であること。
 3. 試算値は1/2単位で表示されている。
 4. ケース1は、現行公的年金制度のまま推移し、受給率が現状のままであり、ねたきり老人の入院、特別養護老人ホーム・中間施設、在宅介護の構成比が変わらない場合である。ケース2は、被用者年金の支給開始年齢が65歳まで引き上げられ、入院患者数が1割減少し、長期入院ねたきり老人の7割が特別養護老人ホーム・中間施設と在宅介護へ切り替わる場合である。

(2-5-1)

三大都市圏への人口移動



- (備考) 1. 総務庁統計局「住民基本台帳人口移動報告」による
 2. 三大都市圏とは、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、三重、京都、大阪、兵庫の都府県である。

(2-5-2)

61年度の東京圏における国・公立、私立大学および高等専門学校は合計299校となり、全国でのシェアは28%に達する。また、学生数は98万人、全国シェアは42%となっている。こうした学生のうち、約40%は地方からの参入者となっている(経済企画庁62年版「経済白書」)。

(単位：千人，%)

地域	項目	年	40～45年	45～50年	50～55年	55～60年
三大都市圏	増加総数		5,181	4,706	2,465	2,256
	増加率(年率)		2.4	2.0	1.0	0.8
	自然増		3,151	3,701	2,630	1,915
	社会増		2,031	1,006	△ 164	341
東京圏	増加総数		3,097	2,928	1,657	1,575
	増加率(年率)		2.8	2.3	1.2	1.1
	自然増		1,740	2,041	1,470	1,094
	社会増		1,356	887	187	481
大阪圏	増加総数		1,469	1,157	450	387
	増加率(年率)		2.2	1.5	0.6	0.5
	自然増		973	1,125	768	522
	社会増		495	33	△ 318	△ 135
名古屋圏	増加総数		616	620	359	294
	増加率(年率)		1.9	1.7	0.9	0.7
	自然増		437	535	392	299
	社会増		179	86	△ 33	△ 5

資料：総務庁「国勢調査」による。

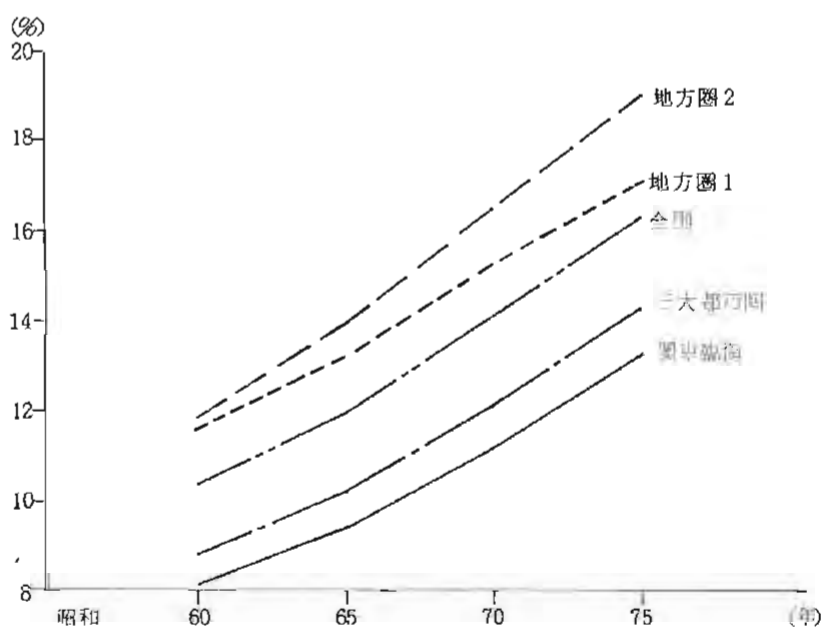
但し、昭和55～60年の自然増、社会増については、大都市圏整備局の推計による。

三大都市圏：東京圏+大阪圏+名古屋。

東京圏：埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県

大阪圏：京都府・大阪府・兵庫県

名古屋圏：愛知県・三重県



(備考) 1. 総務庁統計局「国勢調査」, 図表2-4の地域別将来人口分布推計のブロック別人口(移動型)により作成した。

2. 地域区分は次のとおり。なお、ブロックの区分は図表2-4と同様である。

地方圏1：地方圏のうち関東内陸、近畿内陸及び山岳

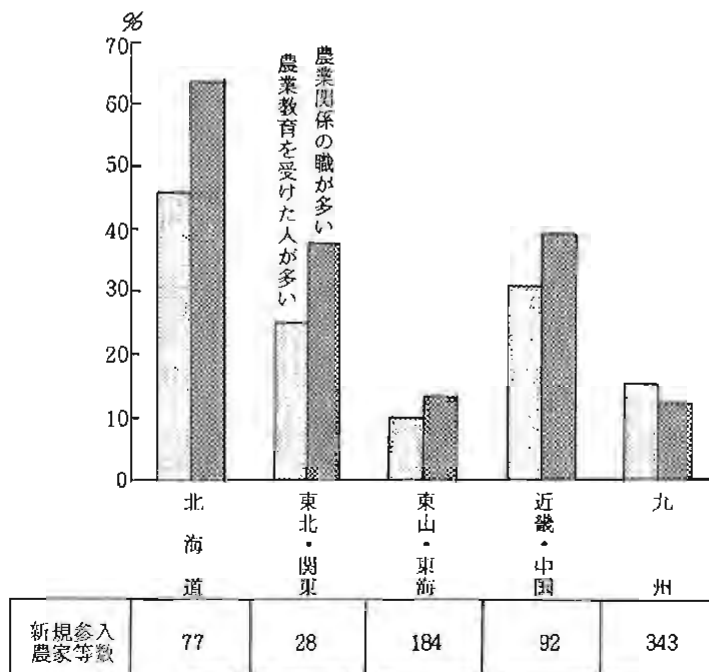
地方圏2：地方圏のうち三大都市圏、地方圏1以外

(2-5-5)

これらのコミュニティ活動の新しい特徴は、目標達成よりもプロセスを大切に
して楽しむ新しい生き方が重視され、自己表現の場としてヨコの繋がりのふれ
あい型コミュニケーション・グループが形成されていることである。家族や地
域との結びつきが薄くなっていくなかで、自分の表現を受け止め、自分の存在
を認めてくれる相手を必要としているのかも知れない。エイボン女性文化セン
ターの調査では、地域活動の草の根女性グループは、将来の社会に向かって自
分の力を役立てたいという社会奉仕志向よりも、自分の成長と友人を得た喜び
を実感し、そのために主体的に運営する「ヨコ型」の「自己主張型」が多くな
っているという。

(3-2-1)

新規参入者の農業教育歴と参入前の職業（市町村数割合）



資料：農村生活総合研究センター「農業の新しい担い手の動向と将来展望に関する調査」（62年3月）

注：市町村数割合は、新規参入農家等を受け入れた市町村の農業委員会を100としたものの割合である。

土地信託関係税務通達

「土地信託に関する所得税、法人税
並びに相続税及び贈与税の取扱いについて」

(抜粋)

(用語の意義)

1-1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 土地信託 信託のうち次に掲げる要件のすべてを満たすものをいう。

イ 土地若しくは土地の上に存する権利（以下「土地等」という。）又は土地等及びその上にある建物その他の不動産を信託財産とし、その管理、運用又は処分を主たる目的とする信託であること。

したがって、金銭のみを信託財産として設定する信託は、たとえ土地等の保有をその主たる目的とするものであってもこれに該当しないが、土地等の信託と建物等の建築のための金銭の信託とを併用するいわゆる包括信託は、これに該当するのであるから留意する。

ロ 委託者を受益者とする信託であること。

ハ 信託の利益を受ける権利が、次のいずれかに該当する場合を除き、その信託期間を通じて分割されないものであること。

(イ) 2以上の者が共同して一の信託を設定するため、信託の設定時においてその委託者の数に相当する口数の範囲で当該信託の利益を受ける権利の分割が行われる場合

(ロ) 信託期間中に信託の受益者について相続の開始があったことにより、当該受益者の相続人（包括受遺者を含む。）の数に相当する口数の範囲で当該受益者の有していた信託の利益を受ける権利の分割が行われる場合

ニ 信託の利益を受ける権利の内容が、信託財産の収益を享受する権利と信託財産の元本を享受する権利とに区分されることのないものであること。

ホ 受託者を信託業務を営む銀行とする信託であること。

(禁無断転載)

(非売品)

昭和63年8月31日印刷

昭和63年8月31日発行

社会構造変化に伴う信託制度の活用に関する長期的展望
報 告 書

発 行 © 財団法人 ト ラ ス ト 6 0

東京都中央区八重洲2-3-1

住友信託銀行八重洲ビル内

TEL. 03-286-8100 (代表)

印刷：(株)豊成印刷